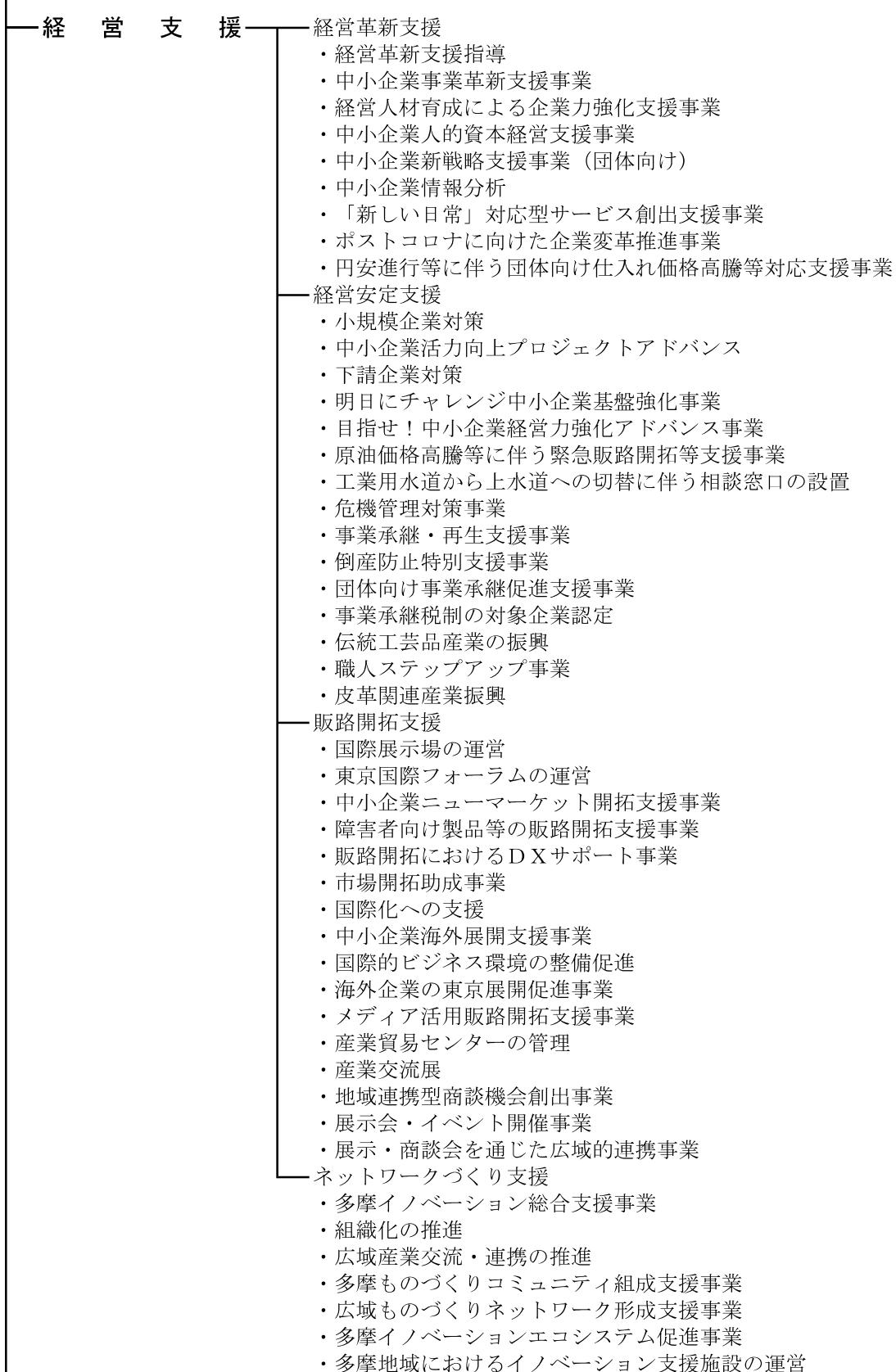
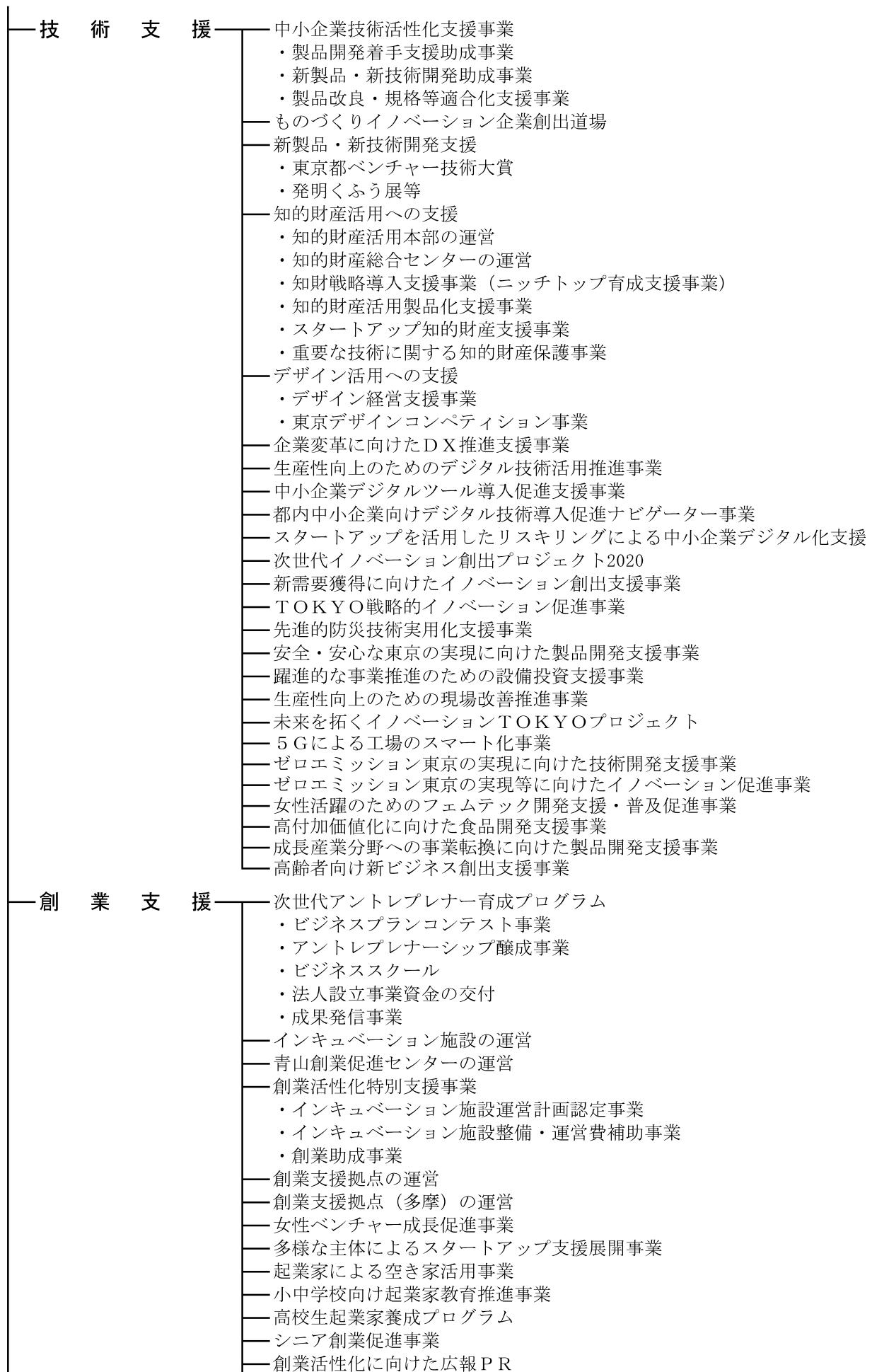


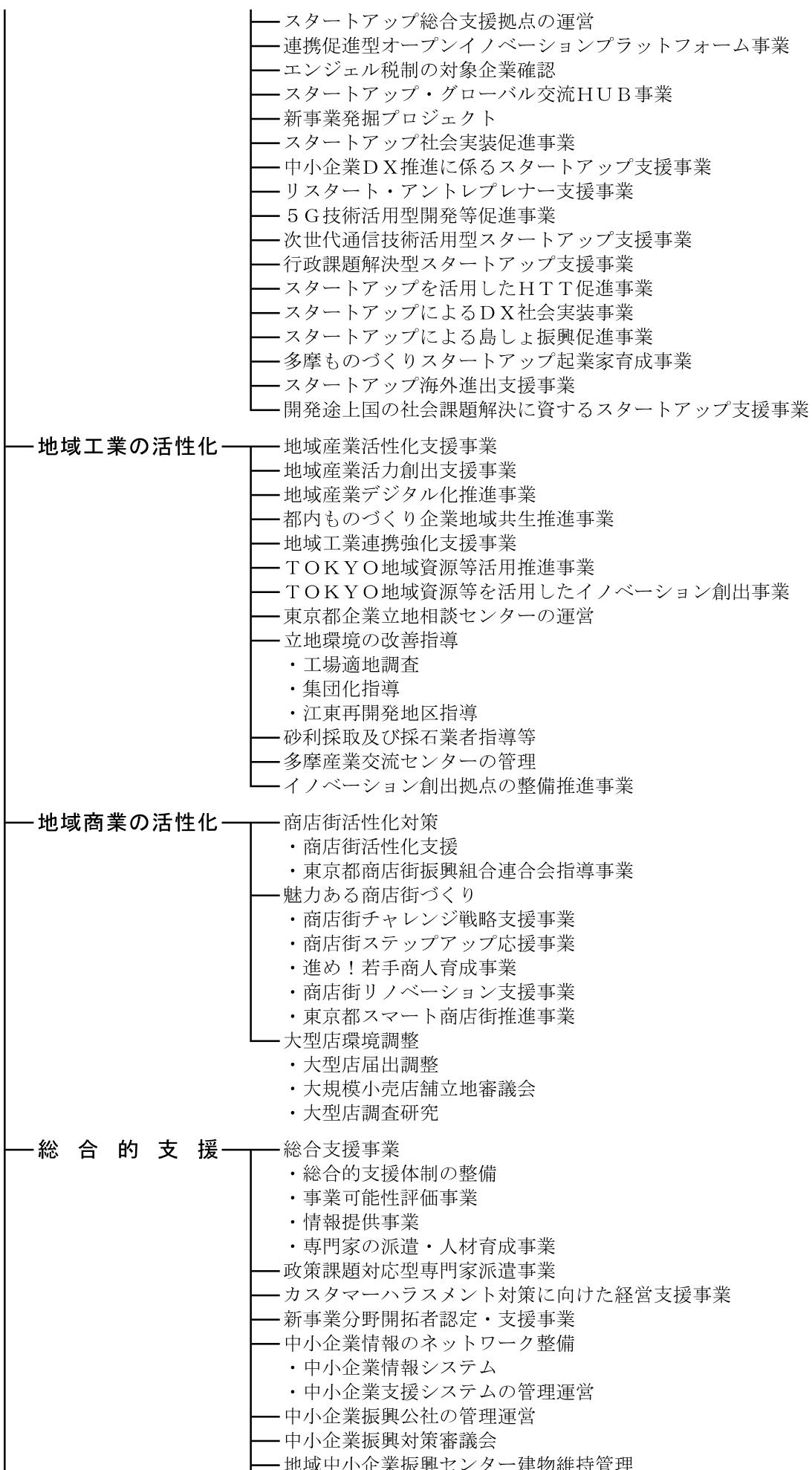
III 中小企業対策

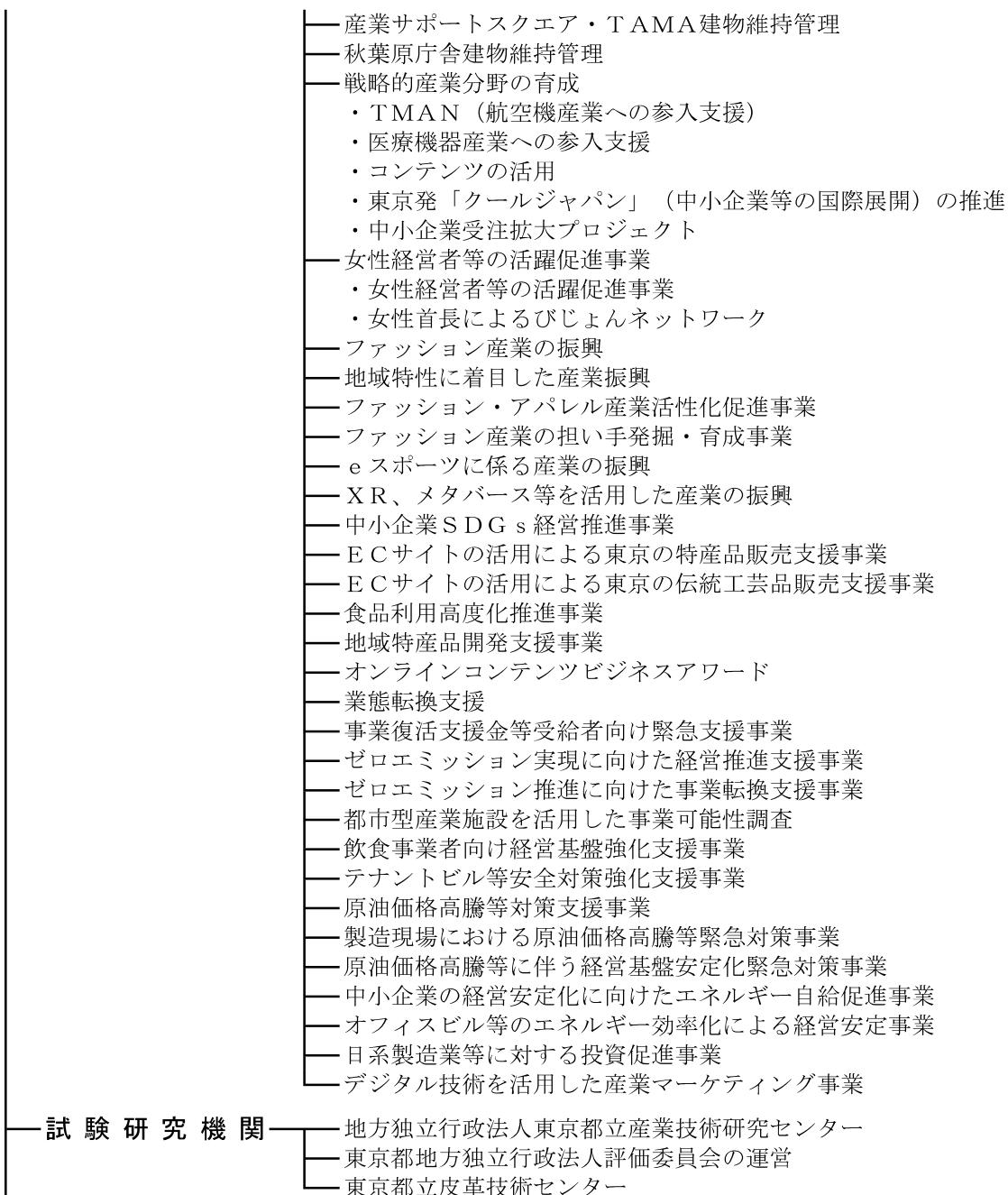
○施策の体系（令和5年8月1日現在）

中小企業対策









- └ 金 融 支 援
 - 中小企業制度融資
 - 中小企業金融の信用補完等
 - 金融機関と連携した海外展開支援
 - 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）
 - 東京都動産・債権担保融資（A B L）制度
 - 女性・若者・シニア創業サポート事業
 - 外国人起業家の資金調達支援
 - 地域金融機関による事業承継促進事業
 - 中小企業経営承継円滑化法による金融支援
 - 中小企業向けファンドへの出資
 - ファンドによる脱炭素化に向けたスコープ3対応に取り組む中小企業支援
 - ファンドを活用した開発途上国との社会課題解決に資するスタートアップ成長支援
 - 購入・寄付を通じたクラウドファンディングによるH T T・D X等プロジェクト支援事業
 - 株式を活用したクラウドファンディングによるベンチャー企業支援事業
 - 債権譲渡による資金調達
 - 私募債を活用した事業承継の取組支援
 - 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給
 - 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資利子補給
 - 災害復旧資金融資等利子補給
 - 中小企業設備リース事業
 - 高度化資金貸付
 - 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等
 - 都内中小企業に対する施策活用促進事業
 - 貸金業の指導監督

第1 経営支援

中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに多様な就業の機会を創出して、地域経済を支える役割を担っている。

しかし、激化する国際競争、人口減少・少子高齢化・後継者不足等により、経営の立て直しが迫られるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続いている。

こうした状況を乗り切るため、個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援し、経営の改善・強化を図る。

1 経営革新支援（経営支援課・調整課）

中小企業を取り巻く環境は、産業構造のサービス化や情報技術の高度化、世界経済等により、大きく変化している。こうした状況下の企業経営では、製品・サービスの高付加価値化や市場の変化に迅速、的確に対応できる力を確保すること等、生産性を高めていくことが重要な課題となる。

経営革新支援は、中小企業や事業協同組合、あるいは任意グループが経営革新を図るため、新たな事業活動を行う場合に、低利融資等により支援する事業や、生産性の向上を図る中小企業を後押しする事業等を開拓していくものである。

(1) 経営革新支援指導

少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が絶え間なく変化する中で、中小企業は多種多様な業種・業界があることに加え、生産や存立の形態が異なっており、実態に即した施策の検討・構築が必要である。

このため、製造業、流通業、サービス業等の業界の実態を把握し、各々のニーズを反映した施策を業界とともに総合的かつ効果的に推進し、中小企業の経営の革新を図っていく。

- ・業種別動向調査：業界の現状を把握するため、業種別に調査を行う。
- ・情報連絡会：業界との情報交換及び施策の普及を行う。
- ・経営革新支援協議会：経営革新の支援体制の整備に関し、関係機関と連絡・協議を行う。
- ・全国皮革行政連絡協議会：皮革関連産業を有する都府県が情報交換し、国に対し要望等を行う。
- ・経営革新計画承認企業フォローアップ支援

ア 実施フォローアップ

承認直後から計画開始2年未満の企業等に対し、経営の専門家を派遣して計画の実現を後押しする。また、事例集を発行し経営革新計画への取組拡大を図る。

イ 終了時フォローアップ

経営革新計画の残存期間が1年未満の企業等に対し専門家を派遣し指導する。また、「東京都経営革新優秀賞」を設置して、計画に基づく取組により、付加価値額の向上等、優れた経営の成果を収めた中小企業の表彰を行う。

- ・承認申請窓口の設置：商工団体等への受付窓口等を設置し、中小企業の利便性の向上を図る。
- ・関係機関への情報提供等

(2) 中小企業事業革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業自らが行う経営革新・研究開発等、事業を支援するための措置を講じ、中小企業の創意ある事業の取組により経営の向上を図っている。

※中小企業等経営強化法とは、中小企業等が行う経営革新や新たな事業活動、経営力向上に対し支援することにより、中小企業等の経営強化を図ることを目的とする。（平成 11 年法律第 18 号）

ア 経営革新計画の承認

中小企業者等が策定する経営革新計画を知事が承認する。

(計画の内容)

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(承認企業への支援策)

- ・政府系金融機関による低利融資〔日本政策金融公庫〕
- ・中小企業信用保険法の特例〔信用保証協会〕
- ・東京都制度融資
- ・市場開拓助成事業 等

イ フォローアップ調査

経営革新計画の承認を受けた企業を対象に、アンケート調査を実施する。

(3) 経営人材育成による企業力強化支援事業

成長拡大志向の企業では、企業規模の拡大に伴って、経営者一人で経営方針を立てて、高度な経営判断を行うことや、経営者が社内の全てを把握することが困難になる。また、不確実性の高まるアフターコロナにおいて、危機管理の観点からは、安定した財務基盤や、確固たる財務戦略に加え、情報戦略に裏打ちされた意思決定が重要である。

そこで本事業では、経営者を経営戦略や組織マネジメント、さらに財務・情報戦略の視点からサポートできる中核人材を育成することで、企業の持続的成長を後押ししていく。

※令和 5 年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(4) 中小企業人的資本経営支援事業

グローバル化やデジタル化、コロナ禍で加速したライフスタイルの多様化など、環境の変化は激しさを増している。こうした変革の時代において、中小企業が持続的な成長を図るために、「人的資本」を軸にした経営と新たな組織マネジメントが求められている。中小企業においても多様な価値観を持つ社員のエンゲージメントを高め、組織が成長する変革を促す必要があり、経営戦略と人材戦略を適合させた「人的資本経営」が不可欠となる。

そこで本事業では、都内中小企業に対して、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限

に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発や推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しする。

(4) 中小企業新戦略支援事業（団体向け）

ポストコロナにおいて持続的な成長を実現できるよう、中小企業団体等又は中小企業グループが行う新たな市場開拓や生産性向上等の取組を支援する。具体的には、事業実施主体となる団体等に対して、コーディネータを配置し、事業計画の策定からその後の実施までを一貫して支援するとともに、実施に係る経費の一部を助成する。また、ポストコロナにおいて団体が取り組むデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的な事業の実施を後押しして、各業界の持続的な発展を支援する。

(5) 中小企業情報分析

ア 中小企業の現状

産業振興施策等の企画立案資料として活用するため、また、中小企業の経営に資するため、都内中小企業の経営実態や行動を把握し、総合的に現状と課題を整理して年度ごとに報告書として取りまとめる。製造業、サービス産業、流通産業を3年ごとに調査対象とし、令和5年度は流通産業を対象に調査を行う。なお、結果はホームページで公開する。

イ 景況調査

都内中小企業の景況（業況、売上高、予想業況等）を毎月アンケート調査することによって、業種別、規模別の景気の状況を迅速に把握し、中小企業の経営判断の資料として情報提供するとともに施策立案等に活用する。

他に、四半期ごとの調査（設備投資等）及びテーマ別の付帯調査を行う。また、都内中小企業の景気関連の情報をWebサイトから発信し調査結果の認知度向上やデータの有効活用を促進する。

ウ 事業化調査

産業振興策等の具体的な施策化に当たって、調査の対象や内容を絞り込み、施策効果の向上と実施の効率化を図るために調査を行う。また、急激な経済環境変化など緊急課題の調査もを行い、その結果を対応策の立案に活用する。

(6) 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業

新型コロナウイルス感染症を契機に、非接触の要素等を取り入れた革新的なサービスが求められていることから、「新しい日常」に対応した革新的なサービス展開の取組を行う事業者に対して、専門家によるハンズオン支援と必要に応じた助成金による資金支援を実施する。また、取組事例を発信していくことで社会の変化に対応した新たなサービス創出を促進し、都の産業全体の活性化につなげていく。

(7) ポストコロナに向けた企業変革推進事業

ポストコロナに向けた企業変革を推進するため、都内中小企業の事業計画の見直しや新たな収益基盤の確保等に必要な支援を行う。

(8) 円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業

昨今の円安の急速な進行等を受けて、原材料の仕入れ価格が高騰しており、企業活動に重大な影響が生じている。しかし、経営基盤の弱い中小・小規模事業者は、こうした課題を個別に

対応するには限界があるため、業界共通の課題などに対する中小企業団体等又は中小企業グループの取組を支援することで、個別事業者の事業活動の安定化を図ることが重要となる。

そこで、団体等による仕入れ価格高騰等対策の取組をコーディネータによる人的支援や経費助成により後押しするとともに、業界団体と連携して、仕入れ価格高騰等により事業活動の継続に苦しむ都内中小企業等を専門家が巡回し、現場で経営課題の解決に向けた提案などをを行うことで、都内中小企業の事業継続や経営基盤の確保を支援していく。

2 経営安定支援（経営支援課・地域産業振興課）

経営安定支援は、需要の低迷等により厳しい環境にある産業、親企業の動向に左右される不安定な下請企業、また、伝統的な技術、技法を今日に伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための各種支援を実施するものである。

(1) 小規模企業対策

中小企業の中でも特に小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業 5 人以下）の経営の安定を図るため、商工会・商工会議所等が小規模企業者の経営を改善するために実施する経営相談、講習会の開催、会計の記帳指導等に係る経費を助成するとともに、商工会等に対して現地指導や検査を行う。

また、小規模企業者が経営を見直し、世代交代や業態の転換等を進めながら地域で持続的な発展を図ることができるよう、都内 9 か所に支援拠点を設置し、小規模企業者が抱える事業承継等の課題解決を支援するとともに、地域ブランド開発など商工会等が取り組む活性化事業等を支援している。今年度も引き続き、支援拠点において Web 経由での相談を実施するほか、多摩・島しょ地域において事業承継や地域資源を引き継ぐ取組を支援するための助成事業を実施する。

(2) 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス

中小企業が抱える経営課題を解決し、都内中小企業の底力向上と将来の成長を図るため、都内の中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と専門家を企業に派遣する。これにより、経営分析の実施から短期的・中長期的課題の解決に向けた支援までを、切れ目なく一気通貫に支援していく。また、事業計画の進捗確認やその実行継続、計画の見直しに向けた支援も行う。

ア 経営分析（1 企業当たり 1 回まで）

中小企業診断士の派遣により企業の抱える顕在的・潜在的な課題を明確にすることで、企業自身の気づきを促す。

イ アシストコース（1 企業当たり 9 回まで）

経営分析により明確となった課題の解決等に向け、各専門家を派遣し、経営改善に向けた具体的な支援を行う。

ウ アドバンスコース（1 企業当たり 9 回まで、アシスト利用者は 5 回まで）

事業計画の実行支援を求める企業に対して各専門家を派遣し、進捗確認や課題の抽出、さらに計画の見直し等の支援を行うことにより計画の実行性を一層高めていく。

(3) 下請企業対策

下請中小企業の経営基盤はぜい弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすいため、下請取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、

下請中小企業の自立化を図っている。

ア 下請企業取引対策

受注・発注の情報提供、技術水準向上、育成指導及び経営合理化の指導等を行うとともに、下請取引の実態調査、展示会出展及び下請企業取引対策商談会を実施し、下請中小企業の適正な仕事の確保や自立化を支援している。

イ 取引改善指導（ADR）（裁判外紛争解決手続き）

下請取引に係る紛争解決のため、法務大臣によるADR認証を取得し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施する。調停人として弁護士を配置するほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を行う。

ウ 下請企業等への支援

親企業団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取するとともに、下請企業に対する不法・不当なしづわ寄せの防止と下請法の法令順守の指導を行っている。また、東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置する経営安定特別相談室において倒産防止相談事業を実施している。さらに官公需における中小企業の受注機会の確保を図る。

(4) 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業

主として発注企業の仕様に基づいて製品、サービスを提供する受注型中小企業が行う、自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた取組に要する経費の一部を助成することにより、受注機会や事業範囲の拡大等、企業の技術・経営基盤の強化を支援する。

- ・ 助成限度額：20,000千円（一般枠）、10,000千円（小規模企業枠）
- ・ 助成率：2／3以内
- ・ 助成期間：1年3ヶ月以内

(5) 目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業

ア 展示会等出展支援助成事業（展示会出展助成事業）

経営基盤の強化に取り組む都内中小企業や積極的にPR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的として、都内中小企業が展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。

また、展示会出展やPR展開をより効果的に実施するためのセミナーを開催する。

- ・助成率：2／3以内・助成限度額：150万円

イ マッチング商談会の開催

受注機会の拡大を支援するために、マッチング商談会を開催する。

(6) 原油価格高騰等に伴う緊急販路開拓等支援事業

原油価格等の高騰により影響を受けている都内中小企業の経営基盤強化のため、PR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的としてマーケティング調査や展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成率：4／5以内・助成限度額：200万円

(7) 工業用水道から上水道への切替に伴う相談窓口の設置

上水道への切替完了後、料金の上昇に伴う経営や技術に関する様々な課題に対応できるよう、フリーダイヤルによる相談予約窓口を設置する。

(8) 危機管理対策事業

ア 東京都B C P策定支援事業

大地震や新型インフルエンザ等のリスクが高まる中、リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するための計画である事業継続計画（B C P）の策定は重要な課題であるため、普及啓発セミナーやB C P策定支援講座を開催するとともに、個別コンサルティングによる策定支援を行うことで、都内中小企業のB C P策定を支援する。また、既にB C Pを策定済みの都内中小企業を対象としたセミナーを開催し、B C Pの継続的な取組を支援する。

イ 中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業

(ア) 東京中小企業サイバーセキュリティネットワーク（T c y s s）の運営

中小企業支援機関、専門機関等とともに、中小企業のサイバーセキュリティ向上に必要な施策について、様々な角度から検討を行う。

(イ) 相談窓口による相談業務

- ・ 都庁内に相談窓口を設置し、専属職員が中小企業からの相談対応を実施
- ・ 警視庁や中小企業支援機関等と連携し、セミナー会場やイベント会場等において出張相談窓口を設置

(ウ) 普及啓発活動

- ・ 中小企業向けサイバーセキュリティ対策ガイドブックの改訂及び電子書籍化
- ・ 中小企業が参加する展示会やイベント開催時における周知

(エ) ポータルサイトを活用した情報発信

基本的なサイバーセキュリティ情報やタイムリーな情報をポータルサイトやSNSを活用して効果的に情報発信を行う。

(オ) セキュリティ向上支援

中小企業におけるサイバーセキュリティの認識や対策の不足といった課題が依然としてある中で、中小企業においてもテレワークをはじめとするオンラインツールの導入が急速に広がり、サイバーリスクが高まっている。こうした状況を踏まえ、セキュリティ機器（UTM）の体験機会を通じた導入支援やセキュリティポリシーなどの基礎的な社内規定の策定支援を行うとともに、支援企業に対するサイバー攻撃等の実態を把握・発信することで、都内中小企業のサイバーセキュリティ対策の向上につなげていく。

ウ 中小企業における危機管理対策促進事業

都内中小企業にとって首都直下型地震や局地的豪雨といった自然災害、大都市で流行しやすい感染症や近年増加しているサイバー攻撃は、今すぐにでも起こりうる重大なリスクとなっている。経営基盤が脆弱な中小企業が安全・安心に事業を継続できるよう、様々な支援メニューにより、実効性ある事業継続対策を後押ししていく。

(ア) B C P実践促進助成金

助成率：1／2以内（小規模企業2／3以内）、助成限度額：1,500万円（システムのクラウド化の場合：450万円）

(イ) L E D照明等節電促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

(ウ) サイバーセキュリティ対策促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

エ 中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会におけるDX化が急速に進行したが、本来、DX化と車輪の両輪であるべきサイバーセキュリティ対策は、特に中小企業において整備が追いついていない状況にある。

この現状を踏まえ、普及啓発に加え、機器設置等のハード面の整備を進めているが、中小企業のリソース不足（人材面・ノウハウ面）が、継続的なサイバー対策の実施を続ける上で大きな障害となっている。

そこで、サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押しし、サプライチェーンのセキュリティ対策などにもつながる中小企業の体制強化を目指す。

オ 中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート事業

(ア) セキュリティサービスの導入支援

支援企業に対し、エンドポイントセキュリティサービス（EDR）の体験機会を通じた導入支援を実施。

(イ) 技術的相談・インシデント対応

EDRサービス導入に関する技術的サポート及び支援期間中のサイバーインシデント発生時の駆けつけ支援を実施。

(ウ) セキュリティ診断・社内規定等策定支援

支援企業に対し、情報セキュリティ状況を診断するとともに、専門家派遣を通じて社内の情報セキュリティポリシーや情報資産管理台帳等の作成や見直しの支援を実施。

(9) 事業承継・再生支援事業

都内中小企業の多くが事業承継の問題を抱え、これを放置すると東京の産業の存立基盤そのものが崩壊してしまう恐れがある。円滑な事業承継のためには、早期からの準備や後継者の育成等が重要であり、潜在層への働きかけから相談に至る体制を整備するとともに、普及啓発セミナーや後継者育成支援等の施策を実施していく。

また、次代に引き継ぐべき優れた技術等を有し、かつ事業承継に取り組む意欲をもつ企業に対しては、継続的なハンズオン支援の実施や、事業承継、経営安定化のために必要となる取組に要する経費の一部を助成するほか、会社合併や事業譲渡等の相手先を捜すために必要となる経費の一部を助成する。

・事業承継支援助成金 助成率：2／3以内、助成限度額：200万円

あわせて、近年増加している第三者承継を支援するため、事業譲渡等を検討している企業を対象に、事業内容の分析や譲受企業とのマッチングを支援するほか、譲受企業に対してはM&A後の経営統合作業の支援を行う。

(10) 倒産防止特別支援事業

倒産防止相談のための「倒産防止特別支援窓口」を設置するとともに、公社コーディネータを中心に金融機関・公社・専門家が連携を図り、金融機関からの依頼等に基づき、倒産の恐れのある都内中小企業に対して専門家を派遣する。

(11) 団体向け事業承継促進支援事業

経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者は、原油原材料高騰による景況悪化の下では事業承継の準備を計画的に進める余裕はないことから、事業承継に関する業界共通の課題等に対する中小企業団体等又は中小企業グループの取組を支援することで、個別事業者の円滑・計画的な事業承継を促進する。

(12) 事業承継税制の対象企業認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づく事業承継に伴い、中小企業の非上場自社株式等を先代経営者から贈与、相続又は遺贈により取得した場合の贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例制度の認定業務を遂行するとともに、制度の活用促進を図る。（第 5 次地方分権一括化法の成立（平成 27 年 6 月法律第 50 号）により、平成 29 年 4 月 1 日より認定事務が国（経済産業省）から都道府県に移管）

(13) 伝統工芸品産業の振興

東京には、歴史と風土に育まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在する。しかし、これらに携わる企業はほとんどが小零細企業であり、近年の社会・経済環境の変化に対応しきれず、技術の伝承さえ困難な状況にあるため、伝統工芸品産業の保存と発展を図っている。

- ・伝統工芸品展等による市場開拓事業
- ・展示会等による後継者育成支援事業
- ・功労者顕彰や伝統工芸士の認定などの普及推進事業

なお、伝統工芸品目の指定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）により国から指定されるものと、都の指定する伝統工芸品目があり、現時点の指定品目数は、都の指定が 42 品目、国の指定が 21 品目となっている。

(14) 職人ステップアップ事業

東京の伝統工芸品事業者においては、経営状況に課題を抱えながらも、経営改善のための知識やノウハウが不足しており、具体的な取組に着手できていない状況がある。これらの企業が個々の経営課題を発掘し、それに対応した解決策の実行を支援し、一貫したサポートを行うことで、伝統工芸品産業の基盤強化、伝統工芸品産業全体の活性化を推進していく。

(15) 皮革関連産業振興

皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響を受け、大変厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修などにより、皮革関連産業の振興を図っている。

ア 皮革産業活性化対策

(ア) 皮革総合見本市参加事業

皮革の総合見本市等に皮革製品を展示し、国内外の販路開拓を図る。

- ・国内展示会：年 2 回（東京レザーフェア）
- ・海外見本市：年 1 回（ジャパン・シューズフェア）

(イ) 皮革産業技術者研修派遣

皮革関連産業の技術者をイタリアのアルス製靴学校に派遣し、高度な意匠技術を習得させるとともに市場動向を把握し、意匠技術や新製品等の開発能力の向上を図っている。

- ・受講資格：概ね 2 年以上の実務経験を有し選考試験に合格した者

イ 皮革製品製造業経営安定対策

消費者ニーズの動向を的確に把握する展示会を開催し、新商品の開発及び販路の開拓を図っている。

- ・年2回開催・・・靴展示会 1回
- 皮革製品展示会 1回

ウ 皮革関連産業振興対策

(ア) 皮革関連産業素材開発支援事業

欧州先進国における素材、商品等のファッション、トレンド、消費者ニーズ等の情報収集・分析・提供し、新素材開発に向けての具体的な検討を行う。

開発した素材の試作品は、展示会等で展示することで、新素材のPRを行う。

(イ) 皮革鞣製業経営安定対策

豚革の素材を活かしたデザインの新商品などの展示会を実施し、皮革関連製品の需要開拓を行う。

・展示会開催

豚革のイメージアップと豚革製品の内需拡大を図るため、ファッションショー等を行う。

・需要開拓

皮革関連産業の販路開拓を促進するため、繊維総合見本市やギフトショーへ積極的に出展する。

・新商品企画開発

豚革商品の試作を進め、皮革製品業界の開発意欲の喚起を図る。

(ウ) 小規模事業者等啓発事業

産業界等に対し、人権問題に対する理解と協力を求めるため、有識者による講演会等を行う。

3 販路開拓支援（経営支援課・調整課）

経済のグローバル化により、都内中小企業においては、国内の販路拡大に加え、海外展開を志向する企業が増加している。

都では、都内中小企業等が見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業への支援や海外企業の誘致促進によるビジネス機会の拡大などに取り組んでいる。

(1) 国際展示場の運営

ア 国際展示場の運営

東京国際展示場（東京ビッグサイト）は、見本市、会議、イベントなどの多様な催しを開催できる国内最大の総合コンベンションセンターである。この施設の運営を通じて産業や文化の発展と交流に寄与している。

イ 有明展示場の運営

有明展示場（有明 GYM-EX）は、東京2020大会で使用された有明体操競技場の後利用として整備された展示場である。この施設と東京国際展示場（東京ビッグサイト）との一体的な運営を通じて、都内中小企業の振興に寄与していく。

(2) 東京国際フォーラムの運営

東京国際フォーラムは、東京の中心から文化と情報を国際規模で発信し、イベント、展示会、会議などの多様な催しを開催できるコンベンション＆アートセンターである。この施設の運営を通じて、産業や文化の発展と交流に寄与している。

(3) 中小企業ニューマーケット開拓支援事業

ベンチャー企業をはじめとした中小企業は、製品開発力・技術力を充分備えていても営業力が弱いため、販路先の確保が難しい面がある。

そこで、営業経験の豊富な大企業OBなどの持つネットワークや市場情報を有効に活用して、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカーに紹介するとともに、「売れる製品・技術」として改良するためのアドバイス等を行う。また、マーケティング戦略策定から支援し、営業力強化及び営業体制の確立に対する意識改革を促しながら自立化へ導く。

(4) 障害者向け製品等の販路開拓支援事業

パラリンピック東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた障害者の社会参加と共生社会の実現があり、また今後の超高齢化社会に向けた対策が必要である。

そこで障害者等向け製品等の技術・製品等の国内外への販路拡大を支援する。

(5) 販路開拓におけるDXサポート事業

中小企業における販路開拓手法のDX推進のため、DXの必要性や有用性を説明する普及啓発、基礎的な知識や手法を付与する人材育成講座、アドバイザーを派遣し支援するデジタルマーケティング実践支援、また支援の成果事例の発信を実施する。

(6) 市場開拓助成事業

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社から一定の評価又は支援を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する自社の製品等について、国内外の見本市に出展する費用や新聞・雑誌等に掲載する広告費等の一部を助成する。

(7) 国際化への支援

ア 海外貿易情報の収集提供支援

（独）日本貿易振興機構（JETRO）の保有する貿易・投資情報の提供等を通じて、都内中小企業の海外投資や貿易の振興を促進する。

イ 輸出信用補償

株式会社日本貿易保険（旧（独）日本貿易保険）が実施している輸出手形保険に対し、都は15%を上限に上乗せ補償を行ってきた。現在、新規付保や荷為替手形買取金融機関へのてん補金の支払いは終了しているが、過去にてん補金を受けた金融機関からの回収金の受入等を行っている。

(8) 中小企業海外展開支援事業

ア 海外展開総合支援事業

(ア) 海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援

海外のビジネス事情に詳しい企業OB等が、専門商社を活用するなどして、都内中小企業の海外取引や海外進出に向けた取組を支援する。

(イ) 海外展示会出展等支援

出展効果の高い海外の展示会・見本市や、海外オンライン展示会、国内展示会、海外

現地でのテストマーケティング及び現地バイヤーとの商談会等を有効に活用し、中小企業の海外販路開拓を支援する。

(イ) 海外ワンストップ相談

輸出入、海外投資、海外事情等の海外展開に関する様々な相談にワンストップで対応する相談事業を実施する。

(ロ) 海外展開チャレンジ支援

海外展開を目指す企業に対し、セミナー、個別相談会による情報提供や事業計画の策定支援等を実施する。

(ハ) 欧米中展開サポート事業

米中貿易摩擦等の国際情勢の著しい変化に的確に対応するため、海外ワンストップ相談員が欧米中の相談を受けた際に現地情報を収集できるホットラインを設置する。

(カ) 越境 EC 出品支援

セミナーでの情報提供のほか、特設サイトを開設して出品及びプロモーション支援を行い、中小企業の越境 EC への参入をハンズオンで支援する。

(キ) 海外展開準備サポート

ハンズオン支援対象企業に対し、ローカライズ、WEB サイト等の英文対応、貿易実務、現地規制等への対応など各企業が抱える課題に応じて専門家がサポートする。

イ ASEAN 展開サポート事業

(ア) タイ事務所

(公財) 東京都中小企業振興公社のタイ事務所において、相談対応や現地情報の提供、ビジネスマッチングなどにより、都内中小企業の現地での営業活動の支援と技術・製品等の PR のための情報発信を行う。

(イ) サポートデスク

都内中小企業の海外展開に伴う現地支援拠点として、インドネシア（平成 29 年度）及びベトナム（平成 30 年度）に設置したサポートデスクで、現地の法規制や経済事情を踏まえた相談対応、ビジネスマッチング等を実施する。

ウ 海外企業連携プロジェクト

海外企業への生産委託や技術提携を望む都内中小企業に、技術力のある海外企業の情報提供を行い、両者のマッチング支援を行う。

エ 海外拠点設置等戦略サポート事業

海外拠点開設等を目指す都内中小企業が事業計画に基づいて海外展開を図れるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証、海外拠点設置等の実行支援をトータルで支援する。

オ グローバル人材育成支援事業

グローバル人材育成のための普及啓発セミナーや、養成講座等を通じ、海外展開に向けた中小企業の人材育成を総合的に支援する。

カ 海外デジタルマーケティング支援事業

海外展開を志向する都内中小企業のデジタルツールを活用した英語での情報発信力の強

化を目的に、英語版 WEB ページや PR ツールなどの作成等を支援する。

キ 円安を契機とした中小企業の輸出促進プロジェクト

円安を契機と捉え、都内中小企業の輸出促進を図るため、地域金融機関と連携し、中小企業の英語による製品・商品の P R 支援を行うとともに、貿易実務のサポートや貿易保険料の助成等を実施する。※令和 5 年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

ク 商社を活用した輸出拡大支援事業

海外企業との取引に精通している商社と中小企業のマッチング商談会を開催するとともに、専門家による商談サポート等を行い、中小企業の間接輸出を後押しする。

ケ 地域間経済交流事業

海外都市（地域）と経済交流に関する協定等を締結し、都内中小企業が現地支援機関等のネットワークを活用できる仕組みを構築することで、都内中小企業の欧米への展開を支援する。あわせて、ドイツ NRW 州中小企業の東京でのビジネス機会の拡大を支援し、都内企業及び NRW 州企業の経営活性化を図る。

コ 成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器・環境・エネルギー分野等）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援する。

(9) 国際的ビジネス環境の整備促進

東京で起業や事業展開を目指す外国企業、外国人起業家等を対象に、ビジネス及び生活に関する相談対応を行う「ビジネスコンシェルジュ東京」をスタートアップ・国際金融都市戦略室への執行委任により運営する。また、誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会等を実施する。

(10) 海外企業の東京展開促進事業

A S E A N 展開サポート事業で設置したタイ、インドネシア、ベトナムの現地支援拠点を双方向で活用し、現地企業が東京で活躍する機会を提供することにより、都内企業とのビジネス機会の拡大を図る。更に、都内進出済み外国企業向けアドバイザーを設置し、取引先の開拓等をハンズオンで支援する。

(11) メディア活用販路開拓支援事業

メディア（インターネット販売等）を活用して紹介・販売することで、商品開発力を持つ都内中小企業者の更なる成長につながるよう、販路開拓を支援する。

(12) 産業貿易センターの管理

中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興を図るため、見本市及び展示会等に必要となる展示室、会議室の貸出を行う。

・展示室等 産業貿易センター台東館（台東区花川戸 2-6-5）

産業貿易センター浜松町館（港区海岸 1-7-1）

・指定管理者 （公財）東京都中小企業振興公社

(13) 産業交流展

首都圏の中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する国内最大級の総合見本市を、九都県市が連携して開催する。令和 3 年度から、従来のリアル展示会に加え、ウェブサイト上の

オンライン展示会を開催し、「リアルとオンラインの融合」による新たなビジネスマッチング等の機会を提供する。

・令和3年度実績 リアル展

出展者数：546 社・団体（670 小間） 来場者：28,584 名

オンライン展

出展者数：721 社・団体 ログイン数：12,388 回

・令和4年度実績 リアル展

出展者数：555 社・団体（771 小間） 来場者：32,928 名

オンライン展

出展者数：618 社・団体 ログイン数：9,824 回

(14) 地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図ることを目的として、地方で開催される展示会等の機会を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出する。

(15) 展示会・イベント開催事業

原材料価格高騰等でマイナスの影響を受けた業種を中心に、リアルとオンラインのハイブリッドを取り入れた展示会等を開催することで、中小企業の販路開拓ツールの確保を行い、都の「稼ぐ力」の強化・都の産業の活性化を図る。

(16) 展示・商談会を通じた広域的連携事業

国際情勢の変動や円安等による価格高騰の影響を緩和し、都内中小企業のサプライチェーンを強化・構築することを目的として、各地域の自治体・商工会議所等と連携し、マッチング展示商談会や都内展示会へ地方企業を誘致し、都内企業と地方企業との受発注や技術連携等の商談・交流を行う機会を創出する。

4 ネットワークづくり支援（調整課・創業支援課・経営支援課）

中小企業は、多様な分野で創造的な事業を展開しているが、技術・情報・人材等の経営資源に弱い面がある。このため、中小企業の活性化には、個々の企業が経営革新していくことに加え、同業種あるいは異業種の企業間で、経営資源の相互補完を図れるよう、連携した活動を促していくことが重要となる。

中小企業の連携には、まず、「中小企業等協同組合法」等の法律に基づき結成する事業協同組合等がある。中小企業が協同して生産、販売、運送、研究等を行い、経営の合理化と取引条件の改善を図るためのものである。

もう一つに、目的を持った企業が中心になって参加企業者を募る任意グループがある。产学連携にみられるような大学、公的試験研究機関等と共同で技術開発を行うグループや、地域の企業間で技術交流、意見交流等の種々の交流を通して経営資源を補完しているグループなど、様々な形態がある。

都では、中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である「東京都中小企業団体中央会」への支援や产学連携事業など、連携した活動を支援している。

(1) 多摩イノベーション総合支援事業

オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えることや大学等との連携などを契機にゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を促進する。

(2) 組織化の推進

多くの課題を抱えて厳しい経営環境にある中小企業の組織化を推進している。

組織化された事業協同組合などの団体が、多様で活力ある成長・発展を図ることができるよう支援する必要があるため、組合の指導機関である東京都中小企業団体中央会に対し、同会が行う組合に対する組織運営指導、情報提供、調査研究等の指導事業について助成している。

(3) 広域産業交流・連携の推進

イノベーションを誘発し、新事業を創出していくため、首都圏の自治体と中小企業支援機関の連携により合同商談会を実施し、都域を超えた異業種・異分野間における企業の新たなマッチング機会の創出と産業交流の促進を図る。

(4) 多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業

多摩地域からの活発なイノベーション創出を促すため、中小企業の掘り起こしを行い技術課題に応じたコミュニティを組成し、ハンズオン支援や技術・製品開発等に要する経費の一部を助成することで、大手企業等への技術提案を促進し、新たなビジネスチャンス獲得へつなげていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(5) 広域ものづくりネットワーク形成支援事業

多摩地域を中心とした活発なイノベーション創出を広域で推進するため、複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案や新事業展開に向けた連携体制の構築を支援するとともに、併せて提案用の試作品開発等の支援も行うことで、新たな産業分野や市場等への参入を支援する。

(6) 多摩イノベーションエコシステム促進事業

現在、東京都では「未来の東京」戦略で、多摩を世界有数のイノベーションエリアへ進化させるべく、多摩イノベーションパーク構想を掲げている。本構想の実現に向け、イノベーション創出の成功事例となるリーディングプロジェクトを皮切りに、様々な取組を展開することで、多摩地域でイノベーションを起こし続ける好循環を作り、さらなる地域産業の活性化を図っていく。

(7) 多摩地域におけるイノベーション支援施設の運営

「未来の東京」戦略における、多摩イノベーションパーク構想実現に向け、多摩地域のイノベーションエコシステム形成を促進するため、旧労働相談情報センター八王子事務所及び国分寺事務所を暫定的に利用し、中小企業等のイノベーション創出を支援する施設を設置・運営する。

第2 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー・環境への対応など経営環境の変化は大きく、中小企業の経営が安定し、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

しかし、多くの中小企業にあっては、人材や資金の不足などが製品や技術の開発を続けていくうえで、大きな制約要因となっている。

このため、都では、以下の各種取組により、中小企業の技術力向上を支援する。

- 1 新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成
- 2 新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援
- 3 知的財産制度にかかる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援
- 4 セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、デザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

1 中小企業技術活性化支援事業（創業支援課）

中小企業等が産業構造の転換等による経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、技術の活性化に必要な経費を助成し支援している。

助成事業メニュー () 内は助成限度額、助成率はすべて1／2以内

(1) 製品開発着手支援助成事業 (100万円)

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上に向けた取組を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証等に要する経費の一部を助成する。

(2) 新製品・新技術開発助成事業 (1,500万円)

技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成する。

(3) 製品改良・規格等適合化支援事業 (500万円)

国内外の販路開拓にあたり必要となる製品改良や輸出に必要な規格適合の取組を支援するため、市場投入にあたり、製品改良が必要となった場合に要する経費の一部及び規格への適合や認証取得のために要する経費の一部を助成する。

2 ものづくりイノベーション企業創出道場（経営支援課）

新製品の構想（アイデア）はあるものの実現化のノウハウや社内体制が脆弱な中小企業を対象に、新製品の開発から事業化までの一連の取組に対して、座学による講座や専門家によるハンズオン支援を組み合わせることにより一貫した支援を行う。

3 新製品・新技術開発支援（創業支援課）

(1) 東京都ベンチャー技術大賞

中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを表彰している。「新規性・創造性」、「技術的完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」等を総合的に審査し、その経緯を踏まえて、知事が大賞等を決定する。

【各賞及び開発・販売等奨励金】

- ・東京都ベンチャー技術大賞 (開発・販売等奨励金 300万円 : 1企業)
- ・東京都ベンチャー技術優秀賞 (〃 150万円 : 3企業程度)
- ・東京都ベンチャー技術奨励賞 (〃 100万円 : 3企業程度)
- ・東京都ベンチャー技術特別賞 (〃 50万円 : 8企業程度)

※上記以外に受賞企業の中から、女性経営者や開発者等へ賞を贈呈する場合がある。

(2) 発明くふう展等

ア 児童生徒発明くふう展

学校単位で児童・生徒の創意工夫による自由作品を展示し、児童・生徒の発明工夫に関する知識と科学技術への関心を高め、科学的な思考の育成と創造性の向上を図る。

- ・会期、会場：5日間開催、港区立みなど科学館（予定）

イ 科学技術関係功労者表彰

科学技術の進歩・発展のために尽力し、産業の振興や都民生活の向上に貢献した方、優秀な発明・考案を行った方を都民の日に表彰する。

- ・表彰区分：技術振興功労

4 知的財産活用への支援(創業支援課)

今日のグローバル化した市場の中で、国際競争力のある企業を創出していくためには、より多くの中小企業が知的財産に対する認識を高め、市場で勝てる高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を活用していくことが重要となる。

そこで、「東京都知的財産活用本部」において、都としての「知的財産活用戦略」を構築し、中小企業の知的財産活用の実現を図る施策を総合的に推進している。

(1) 知的財産活用本部の運営

中小企業の知的財産活用をめぐる様々な課題を研究するため、活用本部のもとに研究会を設置する。

(2) 知的財産総合センターの運営

中小企業の知的財産に係る相談に総合的かつ専門的に対応する。

また、マニュアルの作成をはじめ、弁理士と中小企業のマッチングを図るサイトを知財センターのホームページに設けるなど、知的財産に係る様々な情報を発信する。さらに、各種セミナー・シンポジウムの開催により知的財産に関する人材育成及び普及啓発を図る。

(3) 知財戦略導入支援事業(ニッチトップ育成支援事業)

独自の技術力、製品を保有するものの、知財戦略が十分でない中小企業に対して、企業が知財戦略を策定し実施するための支援を行う。

ア ハンズオン支援

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材

の育成など最長3年間の継続的支援を行う。また、知財戦略の策定及び実施に必要な知的財産の体系的な知識習得に関する支援(知的財産人材育成スクール)を実施するとともに、短期間でのAI等によるデータ活用技術の知的財産取得に関する支援を行う。

イ 知財戦略導入助成事業(基金事業)

助成事業メニュー () 内は助成限度額、助成率はすべて1／2以内

(ア) 特許調査費用助成事業(100万円)

・知財戦略策定に必要な先行技術調査に対する助成

(イ) 外国意匠・商標出願費用助成事業(60万円)

・外国への意匠、商標出願に対する助成

(ウ) 外国特許出願費用助成事業(最大400万円)

・外国への特許出願から中間手続に対する助成

(エ) 外国侵害調査費用助成事業(200万円)

・外国における模倣品被害の事実確認調査等に対する助成

(オ) 外国実用新案出願費用助成事業(60万円)

・外国への実用新案出願に対する助成

(カ) グローバルニッチトップ助成事業(3年間で1,000万円)

・海外展開における知的財産戦略の構築・実施に対する助成

(キ) 外国著作権登録費用助成事業(10万円)

・外国における著作権登録に対する助成

(ク) 海外商標対策支援助成事業(500万円)

・海外での商標係争に対する助成

(ケ) 知的財産活用製品化支援助成事業(500万円)

・知的財産活用製品化支援事業の支援企業に対する開発経費の助成

(4) 知的財産活用製品化支援事業

大企業等の保有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発・製品化を支援する。知的財産の使用について合意を得られた中小企業に対しては、技術移転等のサポートを実施する。

事業化への成功率を高めるため、市場調査によるターゲット顧客の提案や開発後のテストマーケティングなどを実施する。

(5) スタートアップ知的財産支援事業

スタートアップを対象とした知的財産に関する相談やセミナー等を開催し、知的財産への意識の醸成を図るとともに、優れた技術を有しているものの、知的財産の活用ノウハウを持たないスタートアップに対し、知的財産の活用を取り入れた経営戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行う。

(6) 重要な技術に関する知的財産保護事業

東京都知的財産総合センターに特別相談窓口を設置し、都内中小企業が有する重要な技術の流出防止を図るための知的財産保護に関する情報収集・提供を行うとともに、特許出願以外の権利保護方法等に関しても、窓口相談・セミナー・ハンズオン支援を通して普及啓発を

実施することで、都内中小企業の重要な技術の流出防止を後押しする。

5 デザイン活用への支援（創業支援課）

(1) デザイン経営支援事業

デザインを活用した経営手法である「デザイン経営」を軸とする人材育成とともに、これに資する情報提供、相談対応、マッチングによる中小企業とデザイナーの協働促進を実施する。

(2) 東京デザインコンペティション事業

都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施する。

6 企業変革に向けたDX推進支援事業（経営支援課）

デジタル技術を用いて顧客視点で新たな価値を創出していくDX化は、大企業を中心に進展しているものの、中小企業ではDXを実現するために必要となるビジネスモデルや企业文化変革などを行うための土壌が整備されていない場合が多い。

そこで、都内中小企業がデジタル技術を用いて企業変革を図ることで新たな価値を創出し、継続的な成長・発展を目指していくため、経営理念・ビジョンを踏まえたDX戦略の策定支援、DX推進アドバイザーによるトータル支援を行うことで、中小企業のDX化を推進する取組を支援していく。

また、DX推進のためにデジタル技術を活用する際の費用を助成する。

- ・助成限度額：1,000万円
- ・助成率：2／3以内

7 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業（経営支援課）

今後人手不足が一層深刻化し、将来の労働力減少が見込まれる中、中小企業の生産活動やサービス提供等において、その基盤となるデータ整備や先端技術の活用による企業変革を行い、生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

そこで、セミナー等による普及啓発や、専門家による相談対応、人材育成講座の開催、専任アドバイザーの派遣等を実施することで、中小企業が生産性向上を図る取組を支援する。

また、デジタル技術の活用に要する経費の一部を助成する。

- ・助成限度額：300万円
- ・助成率：
①1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）
②3／4以内（賃金引上げ計画を策定し、実施した場合）

8 中小企業デジタルツール導入促進支援事業（経営支援課）

都内中小企業に対し、デジタルツールの導入に係る経費の一部を助成することで、事業活動のデジタル化を促進させ、継続的な成長・発展を支援する。

- ・助成限度額：100万円
- ・助成率：1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）

9 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業（経営支援課）

社会におけるデジタル化が急速に進んでおり、中小企業においてもデジタル化への対応が求められている。

こうした中、都は中小企業のデジタル化の取組を支援してきたが、各中小企業のデジタル化の浸透度合いは様々であり、各企業の取組状況に応じたきめ細かい支援を行う必要がある。

そこで、都内中小企業に対し経営課題・業務課題解決のためのデジタル化の必要性を周知するとともに、デジタル化診断を行い、各企業のデジタル化の取組状況に応じた支援メニューにつなげることで、都内中小企業の事業活動のデジタル化を促進していく。

10 スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援（経営支援課）

世界の変革と成長はスタートアップ企業が牽引している状況であり、生み出されたイノベーションは社会課題の解決につながっている。

そこで、リスクリングに知見のあるスタートアップ企業を活用し、デジタル化が進んでいない中小企業とのマッチング機会を創出することで、都内中小企業のデジタル化の更なる推進を図る。

- (1) 民間企業との連携による、リスクリングに知見を有するスタートアップ企業によるプラットフォームの構築
- (2) 中小企業に対するスタートアップ企業の知見を活かしたデジタル化支援

11 次世代イノベーション創出プロジェクト2020（創業支援課）

東京の都市課題の解決に役立つとともに、成長が期待される産業分野における技術開発・市場動向を示した「イノベーションマップ」を策定し、これに沿って中小企業等が、他企業、大学等と連携して行う大規模技術開発プロジェクトを支援する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- (1) イノベーションマップの策定
(令和3年度よりTOKYO戦略的イノベーション促進事業にて実施)
- (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成
 - ・助成限度額：8,000万円
 - ・助成率：2／3以内
 - ・助成期間：3年以内

12 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業（創業支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により国内の経済・産業全般に深刻な影響をもたらした反面、非接触や混雑回避、医療や衛生分野など新たな需要が生み出されている。

このような新たな需要の獲得に向け、スタートアップなど他企業や大学等と連携し、新たな製品やアプリなどのソフトウェア等の技術開発を目指す中小企業を資金面、事業面から集中的に支援し、イノベーションの創出を促していく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成限度額：8,000 万円
- ・助成率：2／3 以内
- ・助成期間：3 年以内

13 TOKYO戦略的イノベーション促進事業（創業支援課）

高いポテンシャルを有する中小企業を核とした連携体の構築を促し、集中的に支援することで、その技術力を最大限に活かし、今後の都内産業を牽引するような技術・製品の開発及びその事業化を支援する。

また、その成果により、「未来の東京」戦略等で示される都市課題を解決し、東京の魅力を更に高めていく。

- (1) イノベーションマップの策定
- (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成

- ・助成限度額：8,000 万円
- ・助成率：2／3 以内
- ・助成期間：3 年以内

14 先進的防災技術実用化支援事業（創業支援課）

高度防災都市の実現に向け、都内中小企業等が開発した都市の防災力を高める新規性の高い優れた技術・試作品を対象に、その実用化を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組を構築し、新技术の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を促進する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・防災関連技術・試作品等の選定
- ・実用化等の経費助成
助成限度額：1,000 万円、助成率：2／3 以内
- ・製品等の普及促進
助成限度額：350 万円、助成率 1／2 以内

15 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

安全・安心な東京の実現に向け、都内中小企業等の安全・安心をテーマとする新規性の高い製品開発や改良を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組を構築し、新製品等の普及による安全・安心な東京の実現と産業の活性化を促進する。

- ・セミナー開催、専門家の派遣
- ・安全・安心をテーマとする製品・技術の選定
- ・開発・改良の経費助成
助成限度額：15,000 千円、助成率：2／3 以内
- ・普及促進の経費助成
助成限度額：3,500 千円、助成率：1／2 以内

16 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（創業支援課）

更なる発展に向けた競争力の強化、競争力の強化かつ事業の省エネの実現又は一定の賃上げの実現、IoT・AI・ロボット等のデジタル技術の活用及び新事業活動等の取組によるイノベーションの創出、及び後継者による事業多角化や新たな経営課題の取組を目指す際に必要となる最新機械設備の導入経費の一部を助成することで、東京の産業力強化を支援し、「稼ぐ東京」の実現を図る。

（競争力・ゼロエミッション強化／賃上げ促進区分）

- ・助成限度額：1億円〔小規模企業の場合は、3,000万円又は1億円〕

- ・助成率：1／2以内、2／3以内又は3／4以内

〔小規模企業の場合は、2／3以内又は3／4以内〕

（DX推進・イノベーション区分、後継者チャレンジ区分）

- ・助成限度額：1億円

- ・助成率：2／3以内

17 生産性向上のための現場改善推進事業（経営支援課）

改善活動の重要性についての普及啓発を図るとともに、生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材を育成する。さらに、社内人材だけでは解決できない改善課題に対して専門家による伴走型支援を行うことで、都内中小企業の現場改善の推進を図り、生産性の向上を促進する。

18 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つベンチャー・中小企業が、資金、販路・人材・ブランド等を有する大企業とのオープンイノベーションにより、革新的なサービス・製品を創出する大規模プロジェクトを支援することで、広く波及効果のある新たなビジネスを生み出していく。

また、優れた技術シーズをもつ大学発ベンチャー枠を新設し積極的に支援することで、東京発のオープンイノベーションをさらに加速させていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・補助限度額：3億円、補助率：1／2以内、補助期間：2年以内

19 5Gによる工場のスマート化事業（創業支援課）

令和2年から商用を開始した「5G」は、高速・大容量等の特徴を持ち、今後の産業の姿を変える可能性を秘めている。とりわけ、生産性の向上等を目的として、工場内の工作機械や製造ラインをネットワーク接続する「スマート工場」は、5Gの機能・利点を発揮できる分野の1つと言われている。

本事業は、生産現場である工場へ先駆的に「ローカル5G」を導入し、リモート操作による自動化・省力化や、熟練工の技能伝承などへ活用することで、工場のスマート化を図る中小企業を支援する。令和2年度末に採択した製造業を営む都内中小企業に対し、最長3年間にわたり、導入費用の一部を支援する。また、その成果を広く情報発信し、都内ものづくり中小企業の5Gの

取組を促進する。

- ・ 補助限度額：1億2,000万円
- ・ 補助率：4／5以内
- ・ 補助期間：3年以内

20 ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業

(創業支援課・経営支援課)

世界が「脱炭素」へとシフトする中、東京も大都市の責務と持続可能な成長のため、社会全体を「脱炭素化」へと転換することが求められている。

東京都には、多くの中小企業やベンチャー企業が集積しており、ゼロエミッションの実現に向けたソリューション創出に期待ができることから、脱炭素社会の実現に向け、技術開発を支援していく。

(1) 大企業等と連携した研究開発支援

- ・ 補助限度額：600,000千円、補助率：2／3以内、補助期間：3年3か月以内
※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(2) 中小企業グループによる新たな共同開発等の支援

- ・ 助成限度額：10,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年以内

21 ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つスタートアップ・中小企業と、資金・人材・販路等を有する大企業等とのオープンイノベーションによる大規模プロジェクトを支援し、東京の社会的課題の解決や経済活性化、スタートアップ・中小企業が大きく成長する機会の創出へと繋げていく。

また、脱炭素事業等に取り組むエネルギー・環境系のスタートアップ・中小企業を積極的に支援することで、ゼロエミッション東京へ貢献するオープンイノベーションをさらに加速させる。

・ ゼロエミッション枠

補助限度額：1,000,000千円、補助率：2／3以内、補助期間：3年以内

・ 大学発ベンチャー・一般枠

補助限度額：300,000千円、補助率：1／2以内、補助期間：2年以内

22 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業（創業支援課）

働く女性が増え続ける中、女性の心身の不調に関する研究の進展、技術の進歩も相まって、女性特有の悩みや問題を可視化・解決する技術・製品・サービスへのニーズが顕在化し、国内でもフェムテック分野への関心が高まっている。

そこで、フェムテック開発に取組む都内中小企業者等を支援することで、フェムテックの技術開発・普及促進を後押しするとともに、女性活躍社会の実現を加速させる。

- ・ 助成限度額：20,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

23 高付加価値化に向けた食品開発支援事業（創業支援課）

世界情勢の激しい変化に伴い、原油や小麦をはじめとする原材料等の価格が高騰しており、食

料品製造業者等においては、利益率悪化等の新たな経営課題に直面している。

そこで、自社製品の高付加価値化や付加価値の高い新製品の開発に取り組む都内中小企業者を支援することで、都内食品産業の振興に取り組んでいく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成限度額：15,000千円、助成率：4／5以内、助成期間：1年以内

24 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

都内中小企業の中には、優れた技術を有し、財務的には経営継続可能であるにもかかわらず、事業に将来性がないという理由から廃業を選択する企業も多く、これらを放置すると東京の産業の存立基盤の崩壊や、産業活力の衰退・雇用喪失の恐れがある。

そこで、優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ参入・事業転換を行う都内中小企業に対し、診断士、大学、大企業等が成長産業分野へ進出できる技術力等の目利きを行い、方向性をアドバイスするとともに、必要に応じて技術開発や設備投資に係る経費を助成することにより、都内中小企業の事業継続や成長産業分野への進出を促進する。

- (1) アドバイザリーボードの設置
- (2) 技術開発助成（5件程度）
 - ・助成限度額：15,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年6か月
- (3) 設備投資助成（5件程度）※令和6年度以降
 - ・助成限度額：20,000千円、助成率：2／3、助成期間：最長1年

25 高齢者向け新ビジネス創出支援事業（創業支援課）

高齢化率の上昇が予測されており、それに伴い、今後一層、高齢者のニーズを満たす製品・サービスの需要が高まることが見込まれている。しかし、健康状態、経済環境、家族構成等、高齢者の実態は多様であるため、中小企業が自ら高齢者市場のマーケティングを行うにはハードルが高い状況である。

そこで、高齢者のニーズを踏まえた支援テーマを設定し、都内中小企業等が高齢者市場でビジネスチャンスを獲得できるよう支援していく。

- ・支援テーマの設定
 - ・支援テーマに沿った製品・サービスの開発等の経費助成
- 助成限度額：7,500千円、助成率：2／3以内

第3 創業支援

経済のグローバル化が進展し、産業構造が大きく変化する中で、事業所数の減少傾向が続いている。こうした状況は、東京の産業活力低下の大きな要因となるおそれがあることから、創業の活発化が重要な課題となっている。創業の活発化により、次のことが期待できる。

- 1 リスクを克服して新事業を開拓していく創業者を多数輩出することにより、市場競争が活性化し、経済の新陳代謝が促進される。
- 2 中小企業は、地域の工業集積、商業集積の中核を担っており、新たな発想と起業家精神にあふれる創業者の出現は、地域社会に大きな刺激を与え、イノベーションの促進、新たな雇用機会の提供などにつながる。

しかし、新たに事業を開始し、創業した企業の経営を軌道に乗せていくためには、資金調達や製品開発、製品の販売ルートの開拓など、多くの課題を克服していく必要がある。意欲にあふれ、優れた発想や技術を持っていても、こうした課題に対応することは難しく、また、創業者を支援・育成する民間機関の態勢も、十分には整っていない。

そのため、都では、意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指している。

都の創業支援施策は、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、

- 1 創業に必要な知識、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得や、経営者としての資質向上に資する機会の提供
- 2 インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供
- 3 創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や、技術開発・販路開拓に要する資金の助成
- 4 取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援など創業が円滑に行われるよう、多様なニーズに応じた支援を行っている。

1 次世代アントレプレナー育成プログラム（創業支援課）

次世代を担う若者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、コンテストで選ばれた者に対する集中的な育成支援を行い起業を促進し、起業の成功事例を広く発信することで、起業に対する機運を醸成する。

(1) ビジネスプランコンテスト事業

都内で起業する意思のある15歳以上40歳未満の者を対象に、ビジネスプランコンテストを開催し、事業計画書による書類審査、一般公開イベントの決勝大会におけるプレゼンテーション審査等により、次世代を担う意欲的な若手起業家を発掘する。最優秀賞、優秀賞、ファイナリストには賞金を交付する。

(2) アントレプレナーシップ醸成事業

コンテスト事業で選抜された優れたビジネスプランと高い志を持つ将来有望な若手起業家に対して、優れた経営者としての資質やリーダーシップを磨くための経験値を高めることを重視した育成メニューを提供する。

(3) ビジネススクール

コンテスト応募に繋げ、起業に向けた意欲の底上げを図るため、先輩起業家等が講師となって、起業や事業開発に挑むための実践的な講座や、様々な人同士が交流し事業プランを考えるワークショップ形式のイベントを実施する。また、コンテスト参加者だけでなく、落選者もフォローし起業へ繋げる。

(4) 法人設立事業資金の交付

ビジネスプランコンテスト事業のセミファイナリストのうち、その翌々年度末までに都内に法人を設立した者に対し、事業の継続性を審査のうえ、法人設立事業資金を交付する。

(5) 成果発信事業

コンテスト受賞者の起業後の状況を常に把握し、成功事例をホームページや動画、電車内広告等で広く発信することで、若者への起業に対する普及啓発を行い、起業への機運を高める。

2 インキュベーション施設の運営（創業支援課）

創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、あわせて経営支援などを行う創業支援施設（インキュベーション施設）の運営を行う。

(1) インキュベーション施設

産業サポートスクエア・TAMAにおいて、創業を図ろうとする者又は創業間もない中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

インキュベーションオフィス・TAMA

所 在：昭島市東町3-6-1

産業サポートスクエア・TAMA内 経営サポート館3階

部屋数：6室

(2) 先駆的ベンチャー支援施設

都が保有する空き庁舎を活用し、特定分野の成長性の高い事業計画を持つ創業間もない企業等に、低廉な賃料で創業の場を提供し、ベンチャーキャピタル等のインキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア 東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：TCIC）（コンテンツ・アニメ産業等）

所 在：中野区弥生町2-41-17

部屋数：25室

イ 白鬚西R&Dセンター（研究開発型等）

所 在：荒川区南千住8-5-7

部屋数：14室

3 青山創業促進センターの運営（創業支援課）

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供する（希望者は宿泊滞在可能）。またアクセラレーションプログラム受講者を応

援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供する。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業のさらなる促進を図る。
所 在：渋谷区神宮前 5-53-67（コスモス青山 SOUTH 棟内）

4 創業活性化特別支援事業（創業支援課）

インキュベーション施設運営事業者及び創業予定者等への支援を通じて、都内開業率のさらなる向上を図る。

(1) インキュベーション施設運営計画認定事業

民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の整備・運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを都が認定し、当該施設（計画）の公開、事業者間の交流を行うことにより、官民挙げての創業支援への機運醸成を図る。

(2) インキュベーション施設整備・運営費補助事業

インキュベーション施設運営計画認定事業において認定された事業のうち優良な事業について、当該工事及び工事実施後の運営に要する経費を補助することにより、開業率の向上を図る。

- 助 成 率：2／3以内（ただし、区市町村は1／2以内）

※多摩産材を使用して施設整備等を行う場合は、当該部分につき3／4以内

- 助成限度額：整備・改修費⇒2,500万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は2,000万円（最長2か年））

運営費⇒年毎2,000万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は年毎1,500万円（最長2か年））

※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長3年

- 規 模：10か所

(3) 創業助成事業

一定の要件を満たした創業予定者等に対して、審査のうえ創業に係る経費を助成する。

- 助 成 率：2／3以内

- 助成限度額：300万円

- 規 模：150件

5 創業支援拠点の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点である「TOKYO創業ステーション」を運営する。

拠点では、（公財）東京都中小企業振興公社の創業相談・セミナーのほか、先輩起業家による助言・指導等も実施し、創業を後押しする。

所在：千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル低層棟1階、2階

6 創業支援拠点（多摩）の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点を立川市において運営する。

拠点では、自治体や大学などの地域の支援機関とも連携しながら、多摩地域全体の起業機運を高めていく。

所在：立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階

7 女性ベンチャー成長促進事業(創業支援課)

女性ベンチャー等に共通して必要となる知識等を提供するための育成講座を実施し、その上で、社会課題の解決やグローバル市場の進出など、スケールアップする可能性の高い事業ビジョンを持つ女性起業家向けに3ヵ月程度のアクセラレーションプログラムを実施する。

プログラム修了後、選抜された受講生を海外に派遣し、現地のメンターや起業家等へのプレゼン会などを企画することで、現地におけるネットワーク構築を支援する。帰国後、成果発表会等を企画し、成長意欲の喚起を図る。

8 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業(創業支援課)

アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社等と協定を締結し、民間のアイデア、ネットワーク、フィールドなどを最大限に生かした多彩なスタートアップ支援を実施する。

スタートアップを支援する多様な主体との連携を深め、スタートアップの更なる創出と成長につなげる。

9 起業家による空き家活用事業(創業支援課)

都内に空き家は平成30年時点で約81万戸あり、空き家が諸問題の発生要因となっている。そこで、空き家を活用した事業を考えている起業家に対し、家賃等相当額の補助を行うとともに、当該起業家に空き家を提供した建物所有者に対し、管理費相当額（固定資産税、都市計画税）を補助することにより、空き家を有効活用した事業を創出する。

起業家の柔軟な発想で空き家を活用した事業を創出していくことで、空き家活用の波及効果及び新たな起業が期待される。

10 小中学校向け起業家教育推進事業(創業支援課)

都内の開業率向上を図る上で、起業への関心を高めるとともに、変化や失敗から学べる、目標に向かって進む力、最後まで諦めない力、自分の力でやり切る力など子供の生きる力を育成するため、会社の設立、原材料の仕入れ、商品等の企画・販売などを体験する起業家教育を総合的な学習の時間等に導入を図る都内小中学校を支援する。起業家教育プログラムの策定及びその実施を支援し、各小中学校が自立的に当該プログラムを運営できる体制の構築を目指す。

11 高校生起業家養成プログラム(創業支援課)

起業家の裾野を一層広げていくため、将来的に起業を目指す高校生等を掘り起こすことを目的とした講座を実施する。その上で、起業の意向を持つ高校生等向けに知識やスキル取得、起業家精神の涵養に寄与する実践的なプログラムの提供を行う。

また、身近なロールモデルとしての成果等を広く発信する機会を設けることにより、学生の起業機運醸成につなげていく。

12 シニア創業促進事業(創業支援課)

シニア向けのビジネスプランコンテストを開催することにより、シニア層に定年退職後の選択肢として起業への関心を高めてもらうとともに、実際の起業に向けた後押しを行うことで、シニア層の起業を促進していく。

また、コンテストの最終選考に残った10名に対して、起業支援資金として100万円を交付することで、資金面での起業支援を行う。

13 創業活性化に向けた広報PR(創業支援課)

都内開業率は伸び悩んでおり、政策目標の達成には未だ不十分な状況にある。

そこで、創業活性化に向けた各種広報PRを行い、創業への機運を醸成して創業希望者の増加を図り、開業率の向上を図る。

14 スタートアップ総合支援拠点の運営(創業支援課)

スタートアップが抱える課題に対し多種多様な支援を実施し、都内外のスタートアップと、その支援パートナーとなる大企業、投資家、大学、自治体や既存支援機関等との連携関係を生み出す総合的な支援拠点「NEXs Tokyo」を構築し、スタートアップの成長促進を図る。

15 連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業(創業支援課)

全国の大企業や大学、研究機関等に眠っている技術シーズや地方自治体などの行政機関が抱える課題と、スタートアップが持つアイデアやソリューションを効果的に結びつけるプラットフォームを作ることにより、オープンイノベーションを活性化し、大企業や行政機関とスタートアップの連携を促進する。

16 エンジェル税制の対象企業確認(創業支援課)

第5次地方分権一括化法（平成27年6月法律第50号）の成立により、国（経済産業省）から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、当該業務を適切かつ円滑に遂行するとともにエンジェル税制活用促進を期し周知を図る。

17 スタートアップ・グローバル交流HUB事業(創業支援課)

成長志向の強いスタートアップを選抜し、世界各地の大規模なピッチ会等に派遣して、現地の大企業やVCとのマッチングの機会を設け、グローバル展開につながるプログラムを実施する。また、海外の有望なスタートアップやベンチャーキャピタルとの交流等を通して、都内のスタートアップのグローバルでの成長志向を高める取組を行う。

これらの取組の実施にあたっては、（独）日本貿易振興機構（JETRO）と協定を締結し、連携して実施する。

18 新事業発掘プロジェクト(創業支援課)

大企業の中で眠る優れたアイデアを掘り起こし、新たな事業創出、その先のカーブアウト型の起業等を促すための取組として、大企業の中で事業アイデアを抱えた人材を掘り起こし、先輩起業家や専門家との交流、セミナー、ワークショップ等を行うプラットフォームを構築する。

その上で、有望な参加者を選抜し、事業化に向けて、メンターによるサポートやVC等とのマッチングサポートを主な内容とするアクセラレーションプログラムを実施する。

19 スタートアップ社会実装促進事業(創業支援課)

革新的なアイデアを武器に新たなビジネス領域の開拓を目指すスタートアップによる、ビジネスモデルの検証・磨き上げのためのコンセプト検証が着実に実施できるよう効果的な支援を行う。具体的には、大企業や行政機関など検証の場を提供できる主体とのマッチング・調整へのサポートや検証の際に必要となる機材の手配などの物的サポートを行う。

20 中小企業DX推進に係るスタートアップ支援事業（創業支援課）

中小企業のデジタルトランスフォーメーションを推進するとともに、スタートアップの新たな事業展開を後押しするため、デジタルトランスフォーメーション分野において中小企業の課題解決に資する革新的な製品・サービスを有するスタートアップのビジネスモデルの実装に必要な手続きや費用、場の確保のサポートを行う。

21 リスタート・アントレプレナー支援事業（創業支援課）

起業の失敗への恐れを払拭し、東京における起業機運をさらに高めていくため、廃業・倒産等の過去の経験を糧に再起を目指す起業家を掘り起こし、再スタートに向けたセミナーやワークショップを行うプラットフォームを構築する。その上で、再スタートを志す有望な起業家を選抜し、過去の経験を次の成功に昇華させるためのビジネスプランの磨き上げやVCとのマッチングを企図するアクセラレーションプログラムを行う。

22 5G技術活用型開発等促進事業（創業支援課）

5G技術を活用して新製品やサービスの開発等を目指すスタートアップの取組を促すため、スタートアップが5G技術を保有する通信キャリア等と連携する仕組づくりを行い効果的な支援を図る。具体的には、通信キャリアに加え、日頃よりスタートアップへの支援を行うアクセラレータ等と連携、協働しスタートアップ等の開発・事業化を資金的、技術的な側面からサポートするとともに、ビジネスマッチング支援などのネットワーク面でも支援を行う。

23 次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業（創業支援課）

都内スタートアップ企業等が、5Gをはじめとした次世代通信技術を活用した新たなビジネスやイノベーションを創出し、各スタートアップ企業の企業価値向上を目指す。その実現に向けて、都が選定した開発プロモーターを通して、通信キャリアをはじめとした様々な連携企業等と連携し、資金面、技術面、ネットワーク面での支援を行う。

24 行政課題解決型スタートアップ支援事業（創業支援課）

西新宿でスタートアップ支援の拠点を運営し、ピッチイベント開催と交流の場を創出することで、行政の課題を、これまでにない製品やサービスを提供するスタートアップにより解決することができる環境を生み出す。

25 スタートアップを活用したHTT促進事業（創業支援課）

喫緊の課題であるHTT（電力をH減らす・T創る・T蓄める）に係るテーマのピッチイベントを開催し、省エネや節電、脱炭素につながるスタートアップの製品等を都の関連施設に導入することで、行政とスタートアップとの協働機会を創出するとともに、当該分野における行政課題の解決を図る。

26 スタートアップによるDX社会実装事業（創業支援課）

スタートアップが開発したDX推進に資する製品やサービスの普及・実装に向け、大企業等とのマッチング機会を創出し、導入事例を広く発信する。

27 スタートアップによる島しょ振興促進事業（創業支援課）

島しょ地域の現状を知るための説明会を実施して、島しょ振興に熱意のあるスタートアップ等を掘り起こし、事業化に向けた集中的な支援を行う。その事業成果を広く発信していくことで、島しょ振興機運の醸成と島しょ地域におけるスタートアップ等のビジネス機会の創出を促進する。

28 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業（創業支援課）

ものづくり起業家の掘起しを行い、既存の中小企業などの製造業との連携を促進し、次世代のスタートアップ起業家へと育成することで、創業機運を醸成、ものづくり起業家を輩出していく。

29 スタートアップ海外進出支援事業（創業支援課）

創業者・スタートアップが円安を好機と捉えて積極的に海外展開を目指す取り組みへの後押しするため、海外展示会参加費などに関する経費の一部を助成する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：200万円
- ・規模：50件

30 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業（創業支援課）

途上国が抱える社会課題の解決及び都内スタートアップの海外展開への足掛かりを築くため、都内スタートアップが有する優れた技術や製品、アイデアが途上国市場に参入可能か検証するなど、市場投入に向けた必要なサポートを実施する。

第4 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へのマンション進出などにより、域内での事業環境が悪化し都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。

都では、重要な産業集積を守るため、区市町村と連携し競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進するほか、コロナ禍など社会環境変化に柔軟に対応していくための取組支援などにより、地域産業の活性化を図る。

また、地域産業のデジタル化をきめ細かく推進するため、新産業の創出や中小企業の生産性向上・競争力強化等に取り組む区市町村を後押しすることで、地域ごとに異なる産業特性や地域の実情に応じた支援を行う。

さらに、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細やかな立地支援を行う。

加えて、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用する取組を支援し、地域経済の活性化を図っていく。

1 地域産業活性化支援事業（地域産業振興課）

地域産業のネットワークの形成や強化、広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内
- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

2 地域産業活力創出支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体との連携により地域の産業力を強化する取組」とあわせ、「感染症や自然災害などの発生による社会経済活動の大きな変化や社会構造の変革への対応」を含む区市町村の地域産業活性化計画を支援することで、地域産業振興施策をより力強く推進すると同時に、都内産業の継続的・安定的な発展を後押ししていく。また、区市町村が連携して地域産業の振興に資する事業を実施する取組を支援することに加え、多摩・島しょの市町村が、地域産業活性化の施策立案に向け地域産業の実態や課題等を把握する取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内

- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）
(地域産業実態調査事業に対する補助事業)
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：1,000万円
(広域連携事業に対する補助事業)
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：500万円

3 地域産業デジタル化推進事業（地域産業振興課）

コロナ禍を機とした世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

デジタル化の推進に当たっては、地域ごとに異なる産業特性や地域の実情に応じた支援が必要であり、中小企業の生産性向上・競争力強化や新産業の創出等に取り組む区市町村を後押しすることにより、都内における地域産業のデジタル化をきめ細かく推進する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助期間：交付決定の日から令和6年3月31日まで
- ・補助限度額：4,000万円

4 都内ものづくり企業地域共生推進事業（地域産業振興課）

都内ものづくり企業が今後も操業を継続し、地域産業が持続的な発展を行っていくためには、近隣住民に対する防音・防臭といった操業環境の改善に留まらず、地域との調和・共生をめざし、主体的な取組を行っていくことが重要である。

都は、区市町村と連携し、地域との共生に意欲的なものづくり企業に対しての支援を行うことにより、産業集積の維持・発展を図る。

- (操業環境改善事業、住民受入環境整備事業)
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：250万円
- (耐震補強事業)
- ・補助率：1／3以内
- ・補助限度額：700万円（耐震診断：100万円、耐震設計：200万円、耐震工事：400万円）

5 地域工業連携強化支援事業（地域産業振興課）

(1) 東京工業団体連合会補助（事務費）

東京工業団体連合会が実施する東京の工業維持発展を図る事業を支援し、地域工業者の経営の安定と都内産業の振興を図る。

(2) 東京工業団体連合会補助（事業費）

ア 専門家派遣支援事業

地域工業者等が自ら解決することが困難な、様々な課題（会計全般、財務・申告、特許

出願、専門技術等）に対して専門家を派遣し、個別に問題解決していくことにより、地域工業者等の経営基盤の見直しや経営基盤強化を図る。

- ・1企業当たり5回以内

イ 依頼試験等助成事業

地域工業者等が技術開発及び製品開発等に係る課題の解決や技術革新を図ることができるよう、必要となる依頼試験等に要する経費の一部を助成する。

- ・助成率：2／3以内

- ・助成限度額：200千円

ウ ものづくり基盤技術強化支援事業

地域の工業団体等がものづくり基盤技術の強化を図るために、自主的に取り組む事業に対し経費の一部を助成することにより、厳しい経営環境に置かれている都内ものづくり企業の経営力の向上を図る。

- ・助成率：2／3以内

- ・助成限度額：3,600千円

6 TOKYO地域資源等活用推進事業（地域産業振興課）

東京の魅力ある「地域資源」（鉱工業、農林水産物）を活用した都内中小企業等による新製品・新サービスの開発及び改良等を支援することにより、地域経済等の活性化を図る。また東京の都市課題の解決につながる取組もあわせて支援する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成率：1／2以内

- ・助成期間：2年以内

- ・助成限度額：1,500万円

7 TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業（地域産業振興課）

東京の「地域資源」（鉱工業、農林水産物）を活用した、あるいは東京の都市課題解決につながる中小企業等の新製品・新サービスの開発・改良を支援することにより、イノベーションを創出し、地域経済等の活性化を図る。

- ・助成率：1／2以内（「東京の都市課題解決事業」の「環境・エネルギー」分野については2／3以内）

- ・助成期間：2年以内

- ・助成限度額：1,500万円

8 東京都企業立地相談センターの運営（地域産業振興課）

都内での立地を希望する企業に対して適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターを設置し、都内への立地を支援する。センターでは、区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細やかな立地支援を行う。

9 立地環境の改善指導（地域産業振興課）

(1) 工場適地調査

工場立地が環境の保全を図り適正に行われるよう、立地条件等を調査し、工場を設置しようとする者にその情報を提供する。

(2) 集団化指導

市街地で事業を行っている中小企業者の多くは、公害問題や作業環境の悪化、店舗等の狭隘化などの課題を抱えている。このような課題に対応するため、中小企業者が組合等を結成し、集団で移転するなどの場合に、計画実施から移転後の企業経営の運営までの指導や移転経費等の貸付を実施している。

(3) 江東再開発地区指導

ア 営業再建指導

江東防災再開発事業の実施により、立地環境に大きな変化が生じている地区の中小企業の営業再建を進め、再開発後の新地域における環境に適応した商工業者の振興を指導し、経営基盤の確保を図る。

イ 白鬚共同利用工場管理

白鬚東・西地区の中小企業で、再開発事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開発住宅併設作業所等に立地し難い者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施する。

・白鬚東共同利用工場（26 作業室） 墨田区堤通 2－1－12

・白鬚西共同利用工場（41 作業室） 荒川区南千住 8－5－7

空区画が生じた際の対応として、白鬚東共同利用工場では、特定地域の中小企業に対し公募し、審査会を経たうえで、平成 19 年 5 月から 3 年間の短期貸付を行っている。

また、白鬚西共同利用工場では、研究・技術開発型のインキュベーション施設（白鬚西 R&D センター）として、平成 19 年 7 月から 5 年間の短期貸付を行っている。さらに、平成 28 年度からは、白鬚東共同利用工場と同様に、3 年間の短期貸付を実施している。

ウ 白鬚共同利用工場管理（工事）

経年劣化等により、白鬚共同利用工場の更新が必要な設備等を改修することで、工場の安全性向上を図り、入居者が安心して作業を行える環境を提供する。

10 砂利採取及び採石業者指導等（地域産業振興課）

砂利採取法及び採石法に基づく業者登録、採取計画認可のほか、災害防止、環境の保全、地域社会との調和などの指導を行い、砂利・岩石採取業者の健全な企業活動を促進している。

・砂利採取業者登録数：302 業者（令和 5 年 3 月末現在）

・採石業者登録数：79 業者（令和 5 年 3 月末現在）

11 多摩産業交流センターの管理（経営支援課）

多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流を通じてイノベーションの創出を活性化するため、広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）を管理運営し、展示室、会議室等の貸出を行う。

指定管理者制度を導入しており、令和3年度から令和7年度の5ヶ年の運営を委任し、管理運営の効率化、利用者サービスの向上を図っている。また、指定管理者は多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）の共用部分等についても維持管理を行う。

12 イノベーション創出拠点の整備推進事業（地域産業振興課）

地域産業の活性化を図るため、イノベーション創出に向けた拠点の整備等について調査を実施する。

第5 地域商業の活性化

都内には、約2,400の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供とともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や商店主の高齢化などの課題のほか、昨今のコロナ禍による来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。

その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、にぎわいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、このような元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

また、都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組への支援や商店街が地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対して支援を行い、商店街の活性化を図る。

さらに、新たな取組にチャレンジする商店街を側面支援し、商店街の主体的で創意工夫ある取組を後押しする。

大規模小売店舗の進出に対しては、多数の来客、物流により周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、地域住民や区市町村の意見を聴取するなど、地域社会と調和した立地を図るよう指導している。

1 商店街活性化対策（地域産業振興課）

(1) 商店街活性化支援

商店街等が行う先駆的で意欲的な取組の中で、大きな効果が期待できる事業について各区市町村や他の商店街への普及に努めるとともに、商店街等の活性化に向けた多様な取組に対して助言等を行う。

(2) 東京都商店街振興組合連合会指導事業

小売商業者の経営の安定を図るため、都内の法人格をもつ商店街の連合会である東京都商店街振興組合連合会が傘下組合等を対象にして行う指導事業に要する経費の一部を助成する。

2 魅力ある商店街づくり（地域産業振興課）

(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対し、区市町村を通じて補助を行う。令和5年度は新たに「組織活力向上支援事業」を開始し、法人商店街の維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていく。

また、区市町村の行政区域を越えた広域的な商店街の取組に対しても支援を行い、「単一的取組」と「面的取組」の両面から商店街の活性化を図る。

あわせて、環境や防災、買物弱者支援など都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し支援を行う「政策課題対応型商店街事業」において、令和5年度は、環境メニューの補助率を引き上げ、環境負荷の低減につながる取組を行う商店街をより一層、後押ししていく。

他に、都内商店街で開業又は事業承継をする方を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援や開業後の経営面等に係る継続的な支援を行い、商店街及び個店の更なる活性化や後継者の育成を目指す。

加えて、若手・女性を対象に、開業の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援、チャレンジショップでの商品販売機会の提供、繁盛店の経営手法を学ぶ集団研修を行い、商店街の後継者となる新たな担い手の発掘を図る。

さらに、商店街や個人の多様な取組の中から、「東京商店街グランプリ」として、優れた取組を表彰し、商店街の意欲ある取組を促すとともに、広く都民に紹介する。

各事業別の補助率・補助対象者・補助限度額については以下のとおりとする。

	事業名	都補助率	補助対象者	補助限度額(千円)	
イベント事業	100万円以下	1／2	区市町村	500	
	小額支援事業（100万円以下）	5／9		555	
	若手・女性支援事業（100万円以下）	5／9		555	
	小額助成（任意商店街）	1／3		200	
	組織活力向上支援事業	7／12		5,250	
	100万円超	1／3		3,000	
活性化事業	組織力強化支援事業・キャッシュレス対応事業・多言語対応事業以外	1／3（※1）		50,000 (※1,2)	
	小額支援事業（100万円以下）	5／9		555	
	小額助成（任意商店街）	1／3		200	
	多言語対応事業	1／2		5,000	
	組織力強化支援事業	7／12		20,000	
	キャッシュレス対応事業	1／2		50,000 (※1,2)	
地域連携型商店街事業	イベント事業（新規）	2／5		4,000	
	イベント事業（継続）	1／3		3,333	
	活性化事業	2／5		100,000（※2）	
地域力向上事業	住民生活サポート事業	1／3		200	
	感染症対策事業	1／2		300	
未来を創る 商店街支援事業	調査	1／2		1,000	
	計画実行			1年目 15,000 2・3年目 50,000	
広域支援型商店街事業		2／3	東京都商店街振興組合連合会	20,000	
政策課題対応型商店街事業（環境・買物弱者以外）		4／5	商店街等	120,000	
政策課題対応型商店街事業（環境・買物弱者）		9／10			
商店街起業・承継支援事業	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料 ③研修参加費	2／3	東京都中小企業振興公社	①2,500 ②1年目月額150 2年目月額120 ③60	
若手・女性リーダー応援プログラム	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料 ③研修参加費	3／4 2／3	東京都中小企業振興公社	①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120 ③60	

※1 新たに法人化した商店街にあっては、都補助率1／2、都補助限度額7,500万円

※2 会則、役員名簿、過去24箇月分の決算書等を具備した任意商店街の補助限度額は1,000万円

(2) 商店街ステップアップ応援事業

商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチで行う体制を区市町村で整備するよう支援する。

また、専門家派遣事業の都内での実施体制を整備し、商店街が新たな取組を行う際に必要とする知識やノウハウを提供することで、商店街の主体的な取組を後押しする。

さらに、上記の専門家による助言等を受けた商店街が行う市場調査や計画策定に対して支援を行う。

(3) 進め！若手商人育成事業

商店街の活性化を図るには、次代を担う商店主や後継者の意欲、経営能力を高めるとともに、商店街づくりの核となるリーダーの育成など、商店街の人材育成が急務である。このため、専門家の商店街への派遣、商人大学校の開催や商店街リーダー実践力向上塾の実施等により、次世代の商店街を担う若手商人を中心に据えた実践的かつ総合的な人材の育成を図る。

(4) 商店街リノベーション支援事業

後継者不在や店舗所有者の都合等により空き店舗が有効活用されず、また魅力的な店舗が不足することなどにより商店街の集客力が低下している中で、まちづくり的な視点を持って商店街を活性化していくことが必要である。ただし、商店街だけでは課題解決に限界があることから、外部の人材を活用し、商店街や店舗所有者等を巻き込んで商店街店舗の活用を促進する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(5) 東京都スマート商店街推進事業

商店街のデジタル化の取組を後押しするため、キャッシュレス化の推進やアプリ開発（デジタルスタンプカードなど）などに取り組む商店街に対し、コーディネーターの派遣や必要な機器の購入等に係る経費を助成するなど、その取組を支援する（商店街デジタル化推進事業）。

また、区市町村が商店街区において無電柱化を行った場合に生じる地上機器（トランス）にラッピングする経費を補助することで商店街の景観向上を図る（商店街無電柱化推進事業）。

3 大型店環境調整（地域産業振興課）

大規模小売店舗の出店は、多数の来客・来車、大規模物流等を伴うことから、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民や区市町村の意見を聴取し、大規模小売店舗立地法の「指針」に沿った調整を行い、地域の生活環境など地域社会と調和した立地を図る。

(1) 大型店届出調整

大規模小売店舗立地法に基づく新設、変更等の届出に対し、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）を審査・調整する。

(2) 大規模小売店舗立地審議会

審議会において、地域社会に融和した大型店の適正な立地を確保できるよう、届出案件ごとにその内容を審議し、勧告、公表等の意見形成を行う。

(3) 大型店調査研究

大規模小売店舗立地法の調査対象項目は交通、騒音、駐車場・駐輪場の設置、廃棄物処理など広く、調整においては専門的知見を聴取しつつ適切な運用を図ることが必要であることから、大型店の実態を把握するための委託調査を実施する。調査結果については、大型店問題研究会において検討を行うなど、東京都における立地法の適正な運用のためのデータ資料とする。

第6 総合的支援

中小企業に対する支援をより効果に行うためには、個々の施策を有機的に結びつけるとともに、各支援機関が相互に連携して支援を行うことが重要である。

このため、（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援事業等を行っている。

また、都の中小企業振興対策の方針や施策のあり方を見直すために、中小企業振興対策審議会を設置している。

1 総合支援事業（経営支援課・創業支援課）

産業構造の変化など激変する社会情勢の中で、大企業に比べ経営基盤の脆弱な中小企業は厳しい環境に置かれている。こうした中小企業の経営を下支えするためには、技術、経営、資金面など、各企業が抱える経営課題に応じた支援を行っていく必要がある。

そこで、都が中小企業支援法第7条第1項に基づき指定した（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関及び産業技術研究センターが中心となり、労働部門や民間とも連携し、総合的・継続的な支援を行う。

(1) 総合的支援体制の整備

総合相談窓口を設置し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士等の専門家を配置して、経営・金融、法律、創業・会社設立、IT関連、税務会計、悪質クレーム等の分野についての様々な相談にワンストップで対応する。

(2) 事業可能性評価事業

ア プロジェクトマネージャー等の配置

創業者等が抱える技術・経営等の様々な課題に対し、適切な支援策を講じるため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、アドバイザーを配置している。

イ 事業可能性評価委員会の運営

事業成長の可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘し、総合的、継続的な支援を行うため、中小企業等の事業の可能性について総合的な評価を行う。

(3) 情報提供事業

ア 産業セミナー

中小企業の経営者、実務担当者等を対象に経営方法、経営管理、IT活用等をテーマに、今日的課題の普及を目的としたセミナーを実施する。

イ 交流会

経営者を対象とした「経営者交流会」を側面から支援するとともに、適切な助言、相談等を行う。

ウ 情報支援室の設置

中小企業に経営や技術に関する最新の情報を提供する。

(4) 専門家の派遣・人材育成事業

ア 専門家の派遣

企業の経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、税理士等の民間の専門家が直接中小企業を訪問し、助言・指導を行う。

イ 人材育成事業

中小企業の経営者、その従業員を対象に経営方法に関する専門知識や技術・技能の習得並びにISO内部監査員の養成等を目的とした研修を行う。

2 政策課題対応型専門家派遣事業（経営支援課）

「未来の東京」戦略ビジョンで目指す2030年代を見据えた取組を着実に実現していくためには、都内中小企業者等の協力が必要不可欠である。

そこで、デジタルやグリーンなどの政策課題に係る取組を行う都内中小企業者等に対し、その取組に係る経営上の様々な課題を解決するため、専門家派遣事業を実施する。

3 カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業（経営支援課）

近年、商品やサービスを提供する企業に対し顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントが社会問題となっている。

そこで、中小企業者が行うカスタマーハラスメント対策に係る体制整備等を支援するため、特別相談窓口の設置や専門家派遣事業を実施する。

4 新事業分野開拓者認定・支援事業（創業支援課）

新規性等一定の条件を満たす新商品等を生産・提供するベンチャー企業等の中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として東京都が認定し、認定事業者が生産・提供する新商品等を都のホームページ等でPRするとともに、当該新商品等の一部を都の機関が試験的に購入・評価することによって、販路開拓を支援する。

5 中小企業情報のネットワーク整備（調整課・創業支援課）

(1) 中小企業情報システム

中小企業を様々な側面から支援するためには、情報ニーズの高度化、迅速化に対応した情報収集体制が必要である。企業情報の収集等を行う共通情報システム、専門情報が収集可能な個別情報システムをはじめとした各システムにおいて、情報の充実を図るとともに、その効率的な運営を行う。

(2) 中小企業支援システムの管理運営

受発注情報などをデータベース化し、インターネットで提供することにより、双方向性を持った交流や中小企業同士の情報交換を可能とし、商取引拡大の有力な支援ツールとなるようシステムを運営する。

6 中小企業振興公社の管理運営（調整課）

都内中小企業の中核的な支援機関である（公財）東京都中小企業振興公社に対し、管理運営経

費の一部を補助している。

(公財) 東京都中小企業振興公社の概要

昭和 41 年に中小企業の下請取引の紹介等を行うため、東京都により設立された。その後、平成 12 年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく中核的支援機関の認定を受け、東京都における総合的支援機関として地域経済の振興に寄与している。

- (1) 本 社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地
- (2) 設 立 昭和 41 年 7 月 29 日
- (3) 目 的 都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。
- (4) 職員定数 612 名（うち常勤 378 名、非常勤 234 名）（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- (5) 主な事業
 - ア 中小企業の経営支援、勤労者の福祉向上並びに地域産業の振興に関する事業
 - イ 中小企業の事業者及び勤労者等に対する共済事業

7 中小企業振興対策審議会（調整課）

中小企業の振興を図り産業の発展に寄与するために設置される知事の附属機関であり、知事の諮問に応じて、中小企業の振興対策の基本方針などに関して審議・答申を行い、これにより都内中小企業の振興を図る。

〈近年の審議会答申〉

- ・平成 6 年 10 月 21 日 「東京の新しい中小企業像について」答申
- ・平成 14 年 8 月 28 日 「都のものづくり振興のあり方について」答申
- ・平成 16 年 5 月 24 日 「都のものづくり産業の集積施策のあり方」答申

8 地域中小企業振興センター建物維持管理（創業支援課）

地域における中小企業振興の拠点として、都内 2 か所に設置している産業労働局庁舎である地域中小企業振興センターの建物維持管理を（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

地域中小企業振興センターの名称及び所在地

- (1) 城東地域中小企業振興センター（所在地：葛飾区青戸 7-2-5）※休館中
- (2) 城南地域中小企業振興センター（所在地：大田区南蒲田 1-20-20）

9 産業サポートスクエア・TAMA 建物維持管理（創業支援課）

平成 22 年 2 月に開設した、多摩における初の本格的産業支援拠点である、「産業サポートスクエア・TAMA」内の多摩テクノプラザ（テクノプラザ本館、別館）及び経営サポート館の建物維持管理を、（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

産業サポートスクエア・TAMA（所在地：昭島市東町 3-6-1）

- (1) テクノプラザ本館・別館（（地独）東京都立産業技術研究センター）

(2) 経営サポート館 (（公財）東京都中小企業振興公社・東京都商工会連合会)

10 秋葉原庁舎建物維持管理（調整課）

（公財）東京都中小企業振興公社及び（地独）東京都立産業技術研究センター等が入居する産業労働局秋葉原庁舎の土地、建物、工作物の維持管理を（公財）東京都中小企業振興公社に委託して行う。

11 戰略的産業分野の育成（創業支援課・経営支援課）

(1) Tokyo Metropolitan Aviation Network (T M A N : 航空機産業への参入支援)

高い技術的波及効果が期待される航空機関連産業への都内中小企業の参入に向けた取組を支援する。

○ 市場参入支援

- ・ T M A N 会員内 B to B マッチング支援
- ・ 戰略的販路開拓ワークショップ
- ・ 国内航空機部品メーカーへの訪問商談会
- ・ 海外航空機部品メーカーへの訪問商談会
- ・ T M A N の P R 活動

(2) 医療機器産業への参入支援

ものづくり中小企業と臨床機関、医療機器製造販売企業（以下「製販企業」という。）、大学等研究機関との間での医工連携の取組を介して、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進し、都内経済の活性化を図る。

ア 医工連携H U B 機構等による医工連携の推進

医工連携H U B 機構、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターが連携し、ものづくり中小企業・臨床機関・製販企業・研究機関から医療機器に関するニーズやシーズ、技術情報を収集・集約し、関係機関同士のマッチング支援を行う。また、医療機器開発に係る各種相談対応や助言を行う。これらの活動を通じて新たな医療機器の研究・開発が立ち上がり、事業化していくことを支援する。

イ マッチング交流会

機器・分類毎に整理されたニーズとシーズを事前に検討した、製販企業と中小企業との効率的なマッチングを図る。

ウ 医療機器産業参入促進助成

都内ものづくり中小企業等と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成する。

助成率 2/3 以内、助成限度額 5,000 万円、10 連携体/年度あたり採択数

うち、以下の部分を切り出して単独利用することができる。

- ・ 開発着手支援助成 助成率 2/3 以内 助成限度額 500 万円 10 社程度/年度あたり採択数

エ 支援拠点の運営

大学病院等の臨床現場から寄せられるニーズに基づく新たな医療機器開発に向けたマッ

チング支援や機器開発支援の拠点として、中央区日本橋に医工連携HUB機構及び中小企業振興公社からなる東京都医工連携イノベーションセンターを運営する。

オ 臨床アカデミアとの連携

都内医学部を中心とするネットワークを形成し、臨床アカデミアにおいて事業可能性が高いニーズを定常的に収集・整理することで、関係機関同士の確度の高いマッチングを促進する。

カ 医工連携人材育成

都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を3コース開設する。

キ 現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

世界の中でもとりわけ高い成長が見込まれる新興国を訪問し、現地医療機関の現場観察やヒアリングを行うと共に現地の関係機関とのネットワーク作り等を支援することで海外向け医療機器開発及び事業化を支援する。

ク 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト

都内に集積する臨床機関、医療機器開発に係る専門人材、研究機関、製販企業、ベンチャースピリットに富む中小企業などの医療機器開発のための高いポテンシャルを活用し集中的な支援を行うことで、東京に先端医療機器を生み出すエコシステムを構築する。

(3) コンテンツの活用

都内のコンテンツ産業の発展に向けては、コンテンツ産業と他の産業との交流を契機として、コンテンツ活用の裾野を広げていくことが重要である。そのため、異業種交流イベント等を実施し、業種を超えた連携を促進する。

(4) 東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進

コンテンツやファッション、伝統工芸品など我が国の生活文化を活かした産業分野には、優れた技術・商品・アイデアなどを持つ都内中小企業等が多く存在し、海外での事業展開が期待される。

このため、優れた事業プランを有した中小企業等の海外展開や、国際的に通用する優れた人材の育成等を支援するとともに、こうした取組を通じて東京の「クールジャパン」を世界へ発信・浸透させ、東京の産業力とブランド力の強化を図る。

(5) 中小企業受注拡大プロジェクト

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓を支援し、中小企業の更なる成長を後押しするため、これまで、中小企業支援機関と連携し、「中小企業世界発信プロジェクト」を実施して、官民連携の受発注のマッチングサイト「ビジネスチャンス・ナビ」の構築などを行ってきた。こうした取組を東京2020大会のレガシーとして定着させ、更なる発展を目指す必要がある。

そこで、「中小企業受注拡大プロジェクト」として引き続き事業を継続し、利用者のニーズを捉えながら、「ビジネスチャンス・ナビ」の充実強化を行うなど、プロジェクト内の取組における利便性向上を図り、中小企業の受注機会の拡大を強力に後押ししていく。

12 女性経営者等の活躍促進事業（創業支援課・調整課）

(1) 女性経営者等の活躍促進事業

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るために、未だ十分でない女性の活躍を更に推進し、その能力をより一層活用することが不可欠である。

企業経営における女性の活躍の推進により、これまでにない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面することとなる。

そこで、ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施する。

(2) 女性首長によるびじょんネットワーク

日本における女性の活躍は、諸外国に比べるとあまり進んでいない現状があり、女性活躍を推進していくためには、自治体が持つ強い発信力を活かし、日本全体でムーブメントを起こしていくことが重要である。

そこで、全国の女性首長と経営者とによる会議「女性首長によるびじょんネットワーク（通称：びじょネット）」を開催し、全国の女性首長が一堂に会し、経済界の最前線で活躍する女性経営者とともに、女性の視点を取り入れた企業活動や行政運営などに関して意見・情報交換を行うことで、女性の活躍推進についての共通認識を形成し、女性が輝く社会の実現を目指していく。

13 ファッション産業の振興（経営支援課）

東京では、ファッションに関する様々なショーや展示会が異なる時期と場所で個別に開催されているため、いずれも世界や国内からの注目の度合いは高くなく、商談や来場者の増加による発展のきっかけが見通せない状況にある。

このため、都とファッション業界が連携し、街全体でファッションを盛り上げる雰囲気を醸成し、幅広い層へ東京のファッションの魅力を発信することにより、新たなビジネスチャンスの創出やアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指す。

14 地域特性に着目した産業振興（経営支援課）

業界団体や民間企業などが企画・実施するそれぞれのエリアの地域特性に着目した産業振興に資するイベントや広報・PRへの支援を行うことにより、今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンス拡大に向け、中小企業の優れた製品やサービス等を効果的にアピールする機会を創出し、東京の産業力を高め、活性化を図っていく。

15 ファッション・アパレル産業活性化促進事業（経営支援課）

原油原材料高などの影響により厳しい状況にあるファッション・アパレル産業を盛り上げるため、都民参加型のファッション関連イベントを実施することで、街全体に広くファッションを楽しむ機運を醸成し、東京をパリ、ミラノ、ニューヨーク、ロンドンと肩を並べる「ファッションの拠点」としていく。

16 ファッション産業の担い手発掘・育成事業（経営支援課）

ファッション・アパレル産業を持続的に発展させていくためには、ファッション界の未来を担う若きファッションデザイナーの潜在能力を引き出し、世界にも通用する人材として育て上げることが重要である。

このため、ファッションデザイナーを志す若き世代に挑戦・活躍する機会を与えるとともに、将来につなげるためビジネス展開に向けた支援も提供することで、若き才能が世界に羽ばたく後押しをする。

17 eスポーツに係る産業の振興（経営支援課）

eスポーツは、日本のみならず全世界で流行の兆しを見せ、競技人口・市場規模ともに飛躍的な増加が見込まれる。eスポーツに係るゲーム・コンテンツ開発や周辺機器の製造・販売など、関連産業の裾野は広く、eスポーツへの関心を高めていくことは、様々なニーズを生み出し、中小企業の力を発揮する機会をつくることにつながる。

そこで、eスポーツの競技大会と関連産業展示会からなる「東京eスポーツフェスタ」を開催し、eスポーツの認知度の向上を図るとともに、関連産業における都内中小企業の優れた製品やサービス等を効果的に発信する機会を創出することにより、東京の産業力を高め、さらなる活性化を図っていく。

18 X R、メタバース等を活用した産業の振興（経営支援課）

デジタル空間活用の拡大に伴い、流通経路の多様化・複層化やメタバース・NFT等の技術革新によるマネタイズ機会の拡大等、コンテンツ市場には様々な変化が生じている。また、コンテンツはデジタル空間のブランド化に不可欠な要素となることから、重要性の高まりや消費機会の拡大が進んでいる。更に、リアル空間でのコンテンツ消費にはデジタル空間とは異なる付加価値が求められると共に、デジタルとの連動・融合等による新たなビジネス機会の拡大も見込まれる。

そこで、コンテンツを軸に、X Rやイベント等の多様な事業者が、業務提携によるビジネスの拡大や販路の開拓等の商談を行う展示会を開催することで、更なる市場の拡大を後押しし、都内産業の発展に結び付けていく。

19 中小企業SDGs経営推進事業（経営支援課）

SDGsの活用は企業イメージの向上や取引条件の優位性など「経営戦略の強化」等が期待できるが、中小企業におけるSDGs認知度は高まっている一方で、SDGsへの対応・アクションを行っている中小企業は少ない状況にある。

そこで、都内中小企業に対して、SDGs経営を推進するための施策（普及啓発、ハンズオン支援、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図っていく。

20 ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業（経営支援課）

東京の特産品の販路拡大を後押しするため、民間ECサイト（インターネットショッピングモール）内に特産品販売の特設ページを開設し、東京の特産品を取り扱う都内中小企業等のEC

サイト活用を支援する。

21 ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業（経営支援課）

コロナ禍等で販売機会が減少した東京の伝統工芸品の販路拡大を後押しするため、ECサイトを活用し、伝統工芸品の販売及びプロモーションを支援することで、東京の伝統工芸品を広く発信し、認知度を向上させることで販路拡大につなげていく。

22 食品利用高度化推進事業（経営支援課）

原料農産物内外格差の拡大、輸入拡大、流通コストの上昇など食品産業の競争条件は悪化しており、その体質改善を図ることが大きな課題となっている。

そこで、新製品の開発、技術の向上、販路拡大、人材育成を図り、食品産業の高度化を総合的に推進するとともに、都内食品産業と農林水産業との連携を図り、地域特産品のブランド化を推進する。

23 地域特産品開発支援事業（経営支援課）

東京 2020 大会等を契機として、東京の特産品への関心は急速に高まり、この機会を活かして東京都の特産品を国内外に向けて広く PR し、認知度を向上させることが急務となっている。

そこで、東京の高い技術や東京産の農林水産物等を活用し、質の高い東京ならではの食品の開発を支援するとともに、販路開拓・PR 策を強化し、特産品の国内外への提供・PR を図り、もって都内中小食品製造企業の活性化を目指す。

24 オンラインコンテンツビジネスアワード（経営支援課）

5G 等の通信環境の高度化やテレワークの推進により、VR、AR、AI 等の先端技術を活用したコンテンツの重要性が高まっており、より効果的なコンテンツの開発・活用が求められている。一方で、中小企業の優秀なコンテンツや技術が注目・活用される機会が少ない状況にある。

そこで、都内中小企業が有する、社会課題の解決に資する優れたコンテンツを表彰し、広く周知することで活用促進を図り、東京の社会課題の解決に加え、産業力の強化につなげていく。

25 業態転換支援（経営支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売り上げが落ち込んだ都内中小飲食事業者が新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成する。

26 事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業（経営支援課、創業支援課、地域産業振興課）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、度重なる緊急事態宣言や外出自粛等により、都内中小企業は非常に厳しい状況に置かれている。

そこで、緊急事態宣言や外出自粛の影響等により、売り上げが減少した都内中小企業者等に対

し、直面する課題の解決を図るため、販路拡大助成や新事業展開等支援を実施することで、経営環境の改善等を図る。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

27 ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業（経営支援課）

世界的な環境問題の深刻化により、企業におけるゼロエミッションの推進は、企業経営の競争力を高める上で重要となっており、中小企業振興においても重要な政策課題となっている。

そこで、中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、実行支援までを総合的に支援（PDCA 支援）する。

28 ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（創業支援課、経営支援課）

都内中小企業のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援することにより、都内中小企業等の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献する。

(1) 製品開発支援事業

ア 製品開発助成

- ・助成限度額：15,000 千円（グループは 30,000 千円）
- ・助成率：2／3 以内
- ・助成期間：1 年 6 か月以内

イ 普及啓発イベントの開催

ウ コーディネーターによるハンズオン支援

(2) 販路拡大助成事業

販路拡大に係る経費の一部を助成

- ・助成限度額：1,500 千円
- ・助成率：2／3 以内
- ・助成期間：1 年 1 か月以内

29 都市型産業施設を活用した事業可能性調査（調整課）

イノベーション創出に向けた中小企業支援機関の連携方法など、施設の運営方法の在り方等を調査し、今後都内で求められるイノベーション創出に向けた施設の在り方について整理する。

30 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（経営支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続く都内飲食事業者を対象に、収益の確保や安定的な集客につなげていくための各種取組を専門家派遣及び助成金により支援していく。

31 テナントビル等安全対策強化支援事業（経営支援課）

都内には数多くのテナントビルが存在しており、同一建物内に複数の事業者が密集して事業運営をしている状況も多い。このような状況下で一度火災等が発生すると、事業継続はおろか、従業員の生命や会社の財産等が重大な危険にさらされる恐れがある。

そこで、都内中小企業等に対し、火災の初期対応を着実に実施するための高性能な消火器の導入に係る経費の一部を助成することで、安心して事業を運営できる環境の整備を支援する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：10万円（上限2万円×5点）

32 原油価格高騰等対策支援事業（経営支援課）

これまでの原油価格上昇等に加えて、国際情勢の変動によるさらなる影響により、中小企業の経営状況の悪化が懸念されている。

このような状況下に置いて、中小企業の企業活動に伴う固定費やコストの削減に伴う経営改善の支援が急務となる。そこで、都内中小企業が、固定費やコスト削減へ取り組むことで機動的に経営基盤安定化を図れるよう、専門家グループの派遣及び助成金支援による支援策を講じる。

33 製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業（経営支援課）

原油価格上昇等に加えて、国際情勢の変動によるさらなる影響により、中小企業の経営状況の悪化が懸念される。とりわけ製造業においては、原油価格高騰の影響を直接受けやすく、現にその影響が生じている状況である。

このため、固定費の上昇に伴う業績悪化の影響を受けている都内中小製造事業者に対し、専門家派遣や経費の助成により固定費削減に資する取組の実施を支援することで、都内中小製造事業者の経営改善を図る。

34 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業（経営支援課）

国際情勢の変動等による原油等の価格高騰の長期化やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の企業活動の更なる不安定化が懸念されている。また、急激な為替変動（円安）により、輸入する原材料や燃料の高騰が一層深刻化している。

これまでも都は、主に製造業における固定費削減に資する設備等の導入を支援してきたが、長期化する情勢の悪化及び急激な為替変動を踏まえ、業種を問わず省エネルギーや固定費削減に向けた取組を強力に後押しすることが急務となる。

そこで、都内中小企業が、省エネルギーや固定費削減への取組をより一層推進することで経営基盤安定化を図れるよう、専門家グループの派遣及び助成金支援による支援策を講じる。

35 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこで都内中小企業が、自ら使用する電気を安定的に供給することができるよう、創電・蓄電の取組について、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

36 オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこでオフィスビルが集積する東京において、オフィスビル等の所有者がビル等の省エネ化、

創エネ化に取り組み、エネルギー消費量を削減することで都内中小企業の経営基盤を安定化することができるよう、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

37 日系製造業等に対する投資促進事業（調整課）

国際輸送の混乱等により、製造業を中心に日系企業の海外での生産活動には高いリスクが継続し、大企業ではリスク分散に向けた大型設備投資等の動きが見えている。経営資源に限りのある中小企業は、資金や人材確保、法規制等の様々な要素により投資に慎重な状況となっている。

そこで、中小企業が海外での生産活動における様々なリスクを回避し、安定的な生産・供給体制を再構築できるよう促していくため、海外で生産活動を行う中小企業等の実態・課題を把握し、投資促進に向けた支援の検討を行う。

38 デジタル技術を活用した産業マーケティング事業（調整課）

都内中小企業を取り巻く経営環境は急激に変化し、直面する課題は多岐にわたるなど、厳しい状況が続いている。都においては、様々な中小企業支援策を展開しているところだが、より的確な施策を届けるためには、都内中小企業の現状やニーズとともに、都の支援策の浸透度等を把握することで、施策の改善等を図っていく必要がある。

そこで、これらの事項を毎年度継続して調査・分析することで、中小企業支援策の検討や施策のプラッシュアップ等に活用していく。

第7 試験研究機関

先端技術による革新的な技術開発によって新たな製品等を開発し、ユーザーの信頼を勝ち取ることは中小企業にとって重要な課題である。

そこで、東京都は、試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題の解決を積極的に支援している。

試験研究機関名及び所在地

<地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター> 分野：産業技術（食品工業技術を含む）

- ・ 本部 江東区青海2-4-10
- ・ 多摩テクノプラザ 昭島市東町3-6-1
- ・ 城東支所 葛飾区青戸7-2-5※休館中
- ・ 墨田支所 墨田区横網1-6-1 K F Cビル12階
- ・ 城南支所 大田区南蒲田1-20-20
- ・ 食品技術センター 千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎6～8階
- ・ DX推進センター 江東区青海2-5-10 テレコムセンタービル東棟
- ・ バンコク支所(タイ王国)
MIDI Building, 86/6, Soi Treemit, Rama IV Road,
Klongtoey, Bangkok 10110.

<皮革技術センター> 分野：皮革技術

- ・ 皮革技術センター 墨田区東墨田3-3-14
- ・ 台東支所 台東区花川戸1-14-16

1 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

東京都立産業技術研究センターの業務運営に必要な経費を交付し、試験研究施設・設備の整備や必要な人材の確保・育成など、運営体制の維持・強化を図ることにより、都内中小企業に対する技術支援や研究開発を効率的かつ効果的に実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与する。

(1) 総合的支援

中小企業の「稼ぐ力」を高めていくため、新製品開発などに意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、東京都立産業技術研究センターが保有する幅広い技術分野の研究開発を実施する。また、研究成果を技術相談などの各種支援施策を通して社会に還元していく。

(主な事業)

- ・ 技術相談
- ・ 依頼試験

- ・ 機器利用
- ・ オーダーメード型技術支援
- ・ 基盤研究
- ・ 共同研究
- ・ 外部資金導入研究・調査
- ・ 知的財産の取得と活用

(2) プロジェクト型支援

情報技術を活用した新産業の創出や社会的課題解決に向けて、最先端の技術を用いた製品や、これらに組み込まれる付加価値の高い部品の開発を支援する。

(主な事業)

- ・ 航空機産業への参入支援事業
- ・ 活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業
- ・ バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業
- ・ 中小企業の5G・IoT・ロボット普及促進事業
- ・ ものづくりベンチャー育成事業
- ・ ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業
- ・ フードテックによる製品開発支援事業
- ・ サーキュラーエコノミーへの転換支援事業
- ・ 海外展開競争力強化支援事業

(3) 新事業展開支援

企業や大学など多様な主体と連携することにより、オープンイノベーション等を促進することで、新製品開発などを支援する。また、東京都立産業技術研究センターの保有する資源やネットワークを活用して、起業を目指す方などの製品化・事業化を後押しする。

海外市場への展開を目指す中小企業に対して、首都圏の広域連携や現地支所と本部の連携を活用して、きめ細かい支援を実施する。

(主な事業)

- ・ 業種別交流会、技術研究会
- ・ 公設試験研究機関連携
- ・ 製品開発支援ラボ
- ・ 海外展開技術支援（広域首都圏輸出製品技術センター（MTEP））
- ・ 海外支援拠点（バンコク支所）

(4) 地域や支所の特色を活かした支援

多摩や城南などの地域の産業特性を踏まえ、技術支援を実施する。また、公益財団法人中小企業振興公社や大学などとの連携を通じて、中小企業の製品開発や技術的課題の解決を支援する。

食品技術センターでは、食品分野への技術支援を引き続き行うとともに、東京都の食の安全・安心や地産地消関連部署との連携も図っていく。

(5) 産業人材の育成

新技術や産業動向に係わる実践的な研修・セミナーを行い、中小企業の技術力向上や中核人材の育成を支援する。

また、大学や高専などから研修学生を受け入れることにより、次世代を担う人材の育成も推進していく。

(主な事業)

- ・ 技術セミナー、講習会
- ・ 研修学生の受入れ

(6) 情報発信の推進

研究発表会や展示会、オンラインによるイベント開催など様々な機会や各種広報媒体を活用して、東京都立産業技術研究センターの研究成果や保有する技術情報を発信し、その普及・利活用を促進する。

2 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営（創業支援課）

地方独立行政法人法で定める附属機関である評価委員会を運営し、地方独立行政法人法に基づき知事が行う東京都立産業技術研究センターの各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価、同センターの業務運営に関する中期目標の策定や中期計画の認可等について意見の聴取などを行う。

3 東京都立皮革技術センター

(1) 依頼試験

品質管理や性能評価などの要望に応じて、皮革原材料、革製品、靴についての各種試験を行う。また、この試験を通じて、企業の技術開発力の強化、品質向上等に結びつける技術支援も合わせて実施する。

(2) 受託事業

皮革工業技術の高度化、需要の多様化に対応するため、探求的要素を含む分析を必要とするなど依頼試験にはなじまない試験、開発について、受託事業として実施する。

(受託事業実績例)

- ・ 皮革から溶出する六価クロムの定量
- ・ ソフトネステスト
- ・ ブリ皮の鞣製
- ・ 海外製革の性状調査
- ・ ISO 規格に基づく透湿度の測定
- ・ 靴底の耐滑性試験
- ・ トウシューズ及び芯材の性能評価試験

(3) 技術支援

皮革産業が抱える技術的課題に対し、隨時技術相談に応じるとともに、講習会、講演会、セミナー、情報誌、ホームページなどにより情報提供を行う。実験棟内にある皮革製造用機械を

試験・製品開発用として有料で開放している。

(事業実績例)

- ・ホームページによる情報提供
- ・皮革産業技術者研修
- ・情報誌「かわとはきもの」の発行
- ・皮革関連セミナー

(4) 研究

業界の要望や行政需要にマッチしたテーマを取り上げ、皮革技術の応用研究に重点をおいて多用な研究に取り組んでいる。その結果を各種講習会、実地技術支援などで活用し、皮革関連産業の技術振興を図っている。

(研究事例)

- ・ I S O 規格に基づく試験方法の検討—吸湿度—
- ・ 靴用材料の性状調査～甲材料と裏材料～
- ・ 加水分解ケラチンによる豚ウェットブルーの改質
- ・ ウオッシャブル革の性状調査

第8 金融支援

中小企業が経営の安定化や積極的な事業展開を図るために、新たな取組に必要となる事業資金を円滑に調達することが重要である。しかし、中小企業は大企業と比べて信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい状況にあり、資金調達の選択肢も限られている。

そこで都は、中小企業の資金調達の円滑化を図るために、信用保証制度に基づく中小企業制度融資を実施するとともに、資金調達手法の多様化に向けて、地域金融機関と連携した都独自の融資制度（東京プラスサポート）や、動産・債権などの事業用資産を担保に活用した融資制度（A B L制度）などを実施している。また、創業や事業承継など個別の経営課題への対応として、融資と経営サポートを組み合わせた支援やファンド、クラウドファンディングを活用した支援などにも取り組んでいる。

さらに、貸金業者の適切な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るために、貸金業の指導監督を行っている。

1 中小企業制度融資（金融課）

中小企業制度融資は、信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るために、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して行う融資である。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。

令和5年度は、①「政策課題対応資金（H T T ・ S D G s ・ D X ・ 育業等）」を新設するとともに、②新しい時代を切り拓き、課題解決や成長を促すため、スタートアップ等の創業促進支援として「創業融資」を拡充したほか、③様々な要因により著しく経営悪化した中小企業の抜本的な経営改善を支援するため「フェニックス金融支援パッケージ」を創設した。

また、④経営改善に向けて金融機関が中小企業を伴走支援する「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の継続実施や、⑤中小企業の経営悪化要因の複雑化・複合化に伴う感染症融資の借換や緊急的な資金需要に対応した緊急融資について、新たにエネルギー関連の要因を対象に追加し「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」をリニューアルすることにより、様々な要因で経営が悪化した中小企業を資金面から支援している。

2 中小企業金融の信用補完等（金融課）

中小企業の資金需要に対し東京信用保証協会の積極的な保証を促進するため、東京信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、中小企業の資金調達に係る費用負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。

<令和4年度実績>

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・東京信用保証協会保証債務履行に伴う損失補助 | 32億954万円 |
| ・信用保証料補助 | 193億9,845万円 |

<東京信用保証協会>

・根拠法令	信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）
・業務	中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証する。
・令和 4 年度末基本財産	3,383 億 4,724 万円（都出えん金 129 億 1,954 万円）
・令和 4 年度保証承諾額	8 万 432 件 1 兆 1,597 億 2,722 万円
・令和 4 年度代位弁済額	4,194 件 515 億 803 万円

3 金融機関と連携した海外展開支援（金融課）

（独）日本貿易振興機構（J E T R O）、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関とが連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施し、中小企業の海外展開を後押しする。

4 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）（金融課）

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の資金繰りの改善を図る。

金融機関に対して都が貸付原資の一部を預託して、低利な資金を供給するとともに、個別の中小企業の債務不履行に伴う保証機関又は金融機関が被る損失に対し、補助を実施する。

5 東京都動産・債権担保融資（A B L）制度（金融課）

中小企業の資金調達の多様化を図るため、不動産に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。

担保物件の種類ごとに優れたノウハウを持つ専門機関が動産や債権の評価・管理等を行い、金融機関の融資をサポートする。

都は、中小企業の負担軽減のため、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費を補助するとともに、個別の債務不履行等に対して、損失補助を実施する。

6 女性・若者・シニア創業サポート事業（金融課）

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供する。

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

7 外国人起業家の資金調達支援（金融課）

外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、金融機関を通じた融資と、外国人起業家に対する事業計画の日本語化サポート、融資実行後の経営サポート等を組み合わせて提供し、資

金調達を支援する。

8 地域金融機関による事業承継促進事業（金融課）

地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材を次世代に引き継ぐため、都と地域金融機関が連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定などの取組を支援する。

9 中小企業経営承継円滑化法による金融支援（金融課）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 13 条及び第 14 条による金融支援の前提となる同法第 12 条に基づく認定等を行う。

10 中小企業向けファンドへの出資（金融課）

中小企業やベンチャー企業は、事業拡大に必要となる資金の調達が困難であるとともに、技術のさらなる展開や販路拡大等に必要なネットワークの構築が難しい現状がある。そこで都は、ファンドへの出資を通じて、中小企業やベンチャー企業に対して資金供給と経営支援を行っている。

(1) ベンチャー企業成長支援ファンド

平成 25 年 1 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、有望な技術力を持つものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(2) 中小企業連携促進ファンド

平成 28 年 11 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、知名度の低さなどによりネットワーク構築に取り組むことが困難な中小企業を対象に、大学・大企業・地方の企業等との連携を促進し、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(3) ベンチャーファンド

平成 29 年 12 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、IoT や AI など先端技術を活用したイノベーションの創出やグローバルな活躍を目指すベンチャー企業を後押ししていくとともに、ベンチャーに対する民間投資の活性化につなげていくための支援を行っている。

(4) 事業承継支援ファンド

平成 31 年 1 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するための支援を行っている。

(5) 事業承継M&Aファンド・オブ・ファンズ

令和 2 年 12 月、事業承継を手掛ける複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の事業承継と更なる成長支援を積極的に後押ししている。

(6) DXスタートアップ成長支援ファンド

令和 3 年 12 月、民間事業者とともに DX スタートアップの支援に実績のある本ファンドへの出資を行い、将来のネクストユニコーンとなり得るスタートアップを創業から支援し、DX 活

用が進んでいない分野でのイノベーションの流れを後押ししている。

(7) 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ

令和4年12月、脱炭素化への貢献が期待できるベンチャー企業を支援する複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、脱炭素社会の実現に向けた動きを後押ししている。

11 ファンドによる脱炭素化に向けたスコープ3対応に取り組む中小企業支援（金融課）

脱炭素社会の実現に向け、サプライチェーン全体でカーボンニュートラルを求められている中小企業の脱炭素化に向けた取組や、それを支援するファンドを後押しする。

12 ファンドを活用した開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ成長支援（金融課）

独自の技術・アイデアで開発途上国などの社会課題の解決に向け、日本から海外へと事業戦略のフィールド拡大を目指すスタートアップを支援する。

13 購入・寄付を通じたクラウドファンディングによるH T T ・ D X等プロジェクト支援事業（金融課）

創業や、新製品・新サービスの創出、ソーシャルビジネスへの挑戦を促進するとともに、H T T ・ゼロエミッションやD X等の社会的課題の解決を推し進めるため、購入・寄付を通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援する。

14 株式を活用したクラウドファンディングによるベンチャー企業支援事業（金融課）

ベンチャー企業によるH T T ・ゼロエミッションやD Xの推進等、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、株式を活用したクラウドファンディングによる資金調達を支援する。また、本事業を通じ株式を活用したクラウドファンディングの普及も推進する。

15 債権譲渡による資金調達（金融課）

法令等による業規制がないファクタリングについて、中小企業者が安心して利用できる環境の整備に向けた動きを促すため、業界団体等の自主規制等の取組の普及に必要な経費補助などを行う。

16 私募債を活用した事業承継の取組支援（金融課）

中小企業の事業承継の取組みを推進するため、金融機関と連携し、事業承継に取り組む中小企業の私募債を活用した資金調達と事業承継を支援する。

17 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給（金融課）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業を対象とする緊急融資等について、中小企業の負担を軽減するため利子補給を行う。

18 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資利子補給（金融課）

新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等により影響を受けている中小企業を対象とする緊急融資について、中小企業の負担を軽減するため利子補給を行う。

19 災害復旧資金融資等利子補給（金融課）

平成 25 年 10 月に発生した大島台風、令和元年 9 月に発生した台風 15 号、同年 10 月に発生した台風 19 号及び 21 号の被害に係る災害復旧資金融資について、被災者の負担を軽減するため利子補給を行う。

20 中小企業設備リース事業（商工部調整課）

リース実施機関である（公財）東京都中小企業振興公社が、中小企業に代わって生産設備等を購入し、低廉な価格でリースすることにより、中小企業者等の経営基盤の強化に必要な設備等の導入を促進する。※新規採択は平成 28 年度で終了。

21 高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付ける。

（貸付予算額）

（単位：千円）

	令和 5 年度予算額	令和 4 年度予算額	増 △ 減
高度化資金貸付対象事業費	190,000	240,000	△50,000
東京都貸付負担額	24,000	25,000	△1,000

（令和 4 年度貸付実績）

普通 貸 付	広 域 貸 付	合 計
1 件	77,600 千円	1 件 4,499 千円 2 件 82,099 千円

22 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等（金融課）

都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく金融機関との連携の推進等を図っている。

また、都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの株主であることから、同社の経営状況の把握等を行っている。

23 都内中小企業に対する施策活用促進事業（金融課）

地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策

の更なる浸透を図るため、産業振興施策コーナーの設置等を行っている。

24 貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業法等の関係法令に基づき、新規・更新等の登録や立入検査等による貸金業者の指導監督を強化するとともに、苦情・相談等に適切に対応することにより、貸金業者の業務の適正化と資金需要者等の利益の保護を図る。

(1) 根拠法令

「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）、同法施行令（昭和 58 年政令第 181 号）、同法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）、「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）

(2) 事業内容

- ア 貸金業者の登録事務（新規・更新の登録、休業・廃業等の届出、証明・照会・閲覧等に係る事務）
- イ 貸金業に係る苦情・相談への対応
- ウ 登録業者の指導・立入検査及び行政処分、事業報告書・業務報告書の徴求及び集計
- エ 貸金業に係る会議、関係機関との連絡調整
- オ 貸金業の総合的監督対策（登録業者の資質向上のための取組等）
- カ 資金需要者に対する啓発宣伝事業等